

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

特 2-8

883

見訪
聖古
犧

倉

第六
學倉篇

第 三 卷
第 四 卷

始



特 258
883



騷

文

賦

選

節

字
著



肇國
文選
篇一
卷一

學倉篇第三卷目次

卷首… 午字異形の整理 …… 一
 (甲表) …… 殷周午字異形及其通用字形一覽表 …… 一
 (乙表) …… 午字及其通用字系統一覽表 …… 一〇
 第一章、… 午字複合體概説 …… 一二
 第二章、… 律字を討究して建國の肇に溯る …… 二〇
 其一、… 律字の比較研究 …… 二〇
 其二、… 律字より分派したる律、肇建等の考究 …… 二八
 第三章、… 周禮建國の方法と午字との關係 …… 三六
 第四章、… 許説を排して束身二字の轉注に及ぶ …… 五七
 第五章、… 文字の「也」に表現せられたる周易の「也」 …… 七八

學倉篇第四卷目次

第一章、… 木を追究して文徳の大を觀る …… 一
 第二章、… 木を應用して諸形に象するは天度に應ずるなり …… 一八
 其一、… 形似假借といふこと …… 一八
 其二、… 書字攷 …… 二二
 (附、六書管見) …… 二二
 其三、… 畫字攷 …… 三三
 其四、… 畫字攷 …… 四〇
 其五、… 蕭字攷 …… 四二

學倉篇第三卷

卷首

午字異形の整理

此一章は、舊稿の第二章第三章にして、前卷末に附したるものなり。今淨書に際し、改めて本卷の首に掲出したるは、増補参照に便せんが爲に、外ならざし讀者諒焉。

吾人は既に前二卷に於て、單獨の午字と、及び御寶、朕の三字に複合せられたる午字、並びに午字と通用の原義ありと認めらるゝ、各異形を抽出し、復た所五十形に違したり。今之を整理し、左記の二表を作り、更に之に對し、熟其字形を按ずるに、只管説文に攀援したる吾人が従來の研究は、根本より轉覆せられ、文字の原義は、幽迥なる天邊想外の境より落下し來るの感あり。表中の字下些は注脚を添へ、以て後に加ふべき詳考の端緒とす。

(甲表) 殷周午字異形及其通用字形一覽表



學倉 葛城理平

殷周午字異形及其通用字形一覽表

41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28

↑ ↑

↑ 𠄎 圭 丿 太 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

八 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

𠄎

示字、詳は示字考に見中。
 力字、鳥迹、𠄎の一變、𠄎をう者は天行、健也、剛也、故に力也、勉也。
 古左字、𠄎は亦た𠄎の變、天造は右行し、地道は左行す。
 古月字、古米字の二分なり、𠄎は月字(43)(50)参照。
 或は𠄎に作る、古終字、𠄎字改に詳を。
 學振篇に詳を。
 古大字、
 古半形、古人字、學振篇に詳を。
 圭字、土字改に詳を。
 第一卷六十五頁、六書正義の所説是なり。
 大字倒文、辛字从之、辛字改に詳を。
 此一形は當に移して(4)の間に在るべきなり。
 (36)の分離。
 古八字、八字また辛字より出るなり、後に詳を。

50 49 48 47 46 45 44 43 42

(甲表終)

𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

説文四、八別也、象、分別相背之形、二は天地を、南北を、天地を重
 ねて南北に縱斷か別するの象、即ち子午線なり、正に午と同意。
 天地を重ね南北を貫きて木柱立つ、木柱は象を。
 𠄎は𠄎(𠄎の上)の分離、獨立して一字となり、音(ン)、俗にいふ内冠。
 日字、正南位にあれば正に午と通す(し)、朕字之に从ひ作れるは妙なり。
 火字、注疏に多く見申す、午、火也、午、火、並に難にして南方の行を
 ばなり。
 𠄎は主也、識也、呈積也、𠄎字改に詳を。
 四注四識、正四方に相當の之を連ねれば十となり、𠄎の下形に同じ。
 ○は天圓の象、一南北に正通す、古中字の一體、中字改に詳を。
 𠄎と同意と見て可なり、然もまた一象あり、米土上に在るの象是なり。
 古軌字之に従へり、詳は軌字改に見ゆ。

右表を概観して、更に左記の數條を推理し得たり。則ち、

(A) 従来吾人は文字發達の過程を考察して以為らく、先づ單體の文字あり、次に複合せられて文字の増多を見らるるなりと、即ち二段の階梯を経たるもの考へたるなり、然るに此研究により、中間今一の階段を経たる

なり、 $\uparrow\uparrow$ が分離して八 (ハ) とをり、 \uparrow とをり、 \uparrow が頭部を分離して \uparrow (ウ)とをり、 \uparrow の迂曲線が分離して \uparrow (イ)とをり、更に八字が分離して \uparrow (ヒツカフ)とをり、 \uparrow をばあれど後に詳しく、凡そ文字に分離體とも名づくべき一體あることの例證として舉示せらるべき所のものなり。而して是等 \uparrow (ハ) \uparrow (イ) \uparrow (ウ) \uparrow (エ) \uparrow (オ) \uparrow (カ) \uparrow (キ) \uparrow (ク) \uparrow (ケ) \uparrow (コ)等は、多くの複合體文字の要素として、單位として、明確なる意義を理解しおくべき必要の文字なり、然るに従来の説明瞭ならず、諸家の疑惑絶えざる所のものをりしなり。今や前表により是等の文字が皆 \uparrow 字より分離して造られたりと解することによりて、始めて \uparrow 字は其意義に撥刺たる生氣を顯現し未り、釋然として疑團の一掃せらるるを覺ゆるなり、 \uparrow 字義は後に仍つて更に \uparrow 表を作りて之を再考せんとす。

(C) 甲表より \uparrow まで概ね般代に於ける單體の \uparrow 字なり、然るに此時既に \uparrow 字、糸字等の他字を以て、 \uparrow 字に通用せしめたる事實を認め得ること。之を先例として他の複合體に於ても、また全く別字を以て \uparrow 字に代へ

凡そ其義相ひ通ずるありて、作者の本意を明示するに足れば、則ち任意に他字を通用して複合體を作ること極めて自由なりしなり。されば當時に於ける複合體の文字なるものは、後世の如く一定の形式あるにあらずして、作者が任意に若干の單體文字を採り、之を複合組織すること、恰も今日吾人が短歌俳句などを作るに等し、故に其作出せられたる一字には、一文章にも匹敵すべき、複雑にして巧妙なる内容を含蓄せるものあるを認め得るなり。故に又、其組織の單位配合が異なるに從いて、其内容も自ら少異あるは當然なり、是れ上代文字に同字異文の甚だ多き所以にして、今日より之を觀れば不便甚だしきもの、如く思はるれど、般周の當時にありては、實に文人が其豊富なる藻思を表現する、書道の神髓とし、藝術の極致として行はれ、學者競ふて新意を出し、以て其才能を發揮したるの状は今もなほ幾多の遺されたる彝器の銘文によりて、當時の文壇に於ける燦爛たる精華を目睹し得て、嘆賞禁り難きを覺ゆるなり。

(E) 表中 \uparrow の \uparrow 等の文字は説文にも見えず、漢以降全く死字に屬する文

筆

書

畫

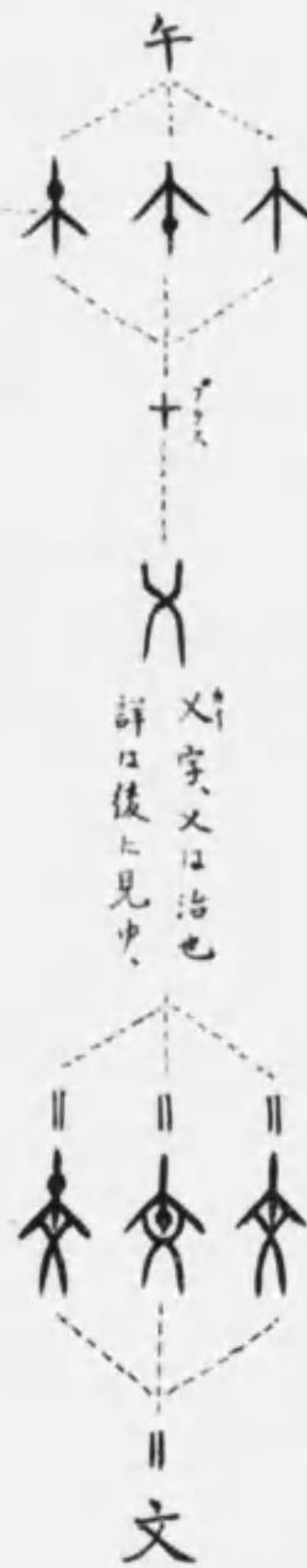
肅

昔は从
丰以若
(尚書、經書、書契、河圖洛書、六書、書道、書籍)

肅の省
略なり
(肅雅、恭肅、嚴肅、肅整、虔肅、祗肅、肅然)

などの文字となり、毎字皆午字が主體となりて、重要なる字義を示せり。又

文



文

(文明、文武、文治、文德、斯文、文藝、天文、文字)

文はまた他の文字と複合せられて、斌、彦、斐、斑、爛、等を出す。

直



直

(王道正直、範、其直如矢、小、直日、國語、直道、論語、衛靈公)

直字は更に心字と複合せられて、

德、忠、等

德、忠、等

中

(中庸、中道、中正、允執其中、論語、免曰、等)

中字更に心と複合せられて

忠、忠、等

となり、或はまた又字と合して、

史、史、等

となり、史字一變して、

吏、となり、一は吏に作りて官吏の字となり、一は事に作りて事務の字と

なり、更に人と合して使字となり、されど史、吏、事、使、は古にありては唯史一

字のみなりしなり。又左の如きあり。

壬 工



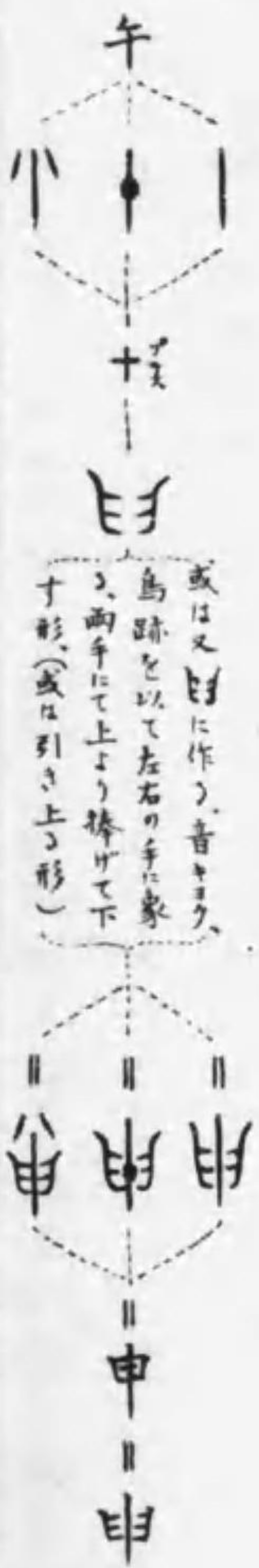
殷代文字に徴するに、工壬並びに工に作る、本と必ず一字をうしなり。

仍ち知る三形本と同字なりしことを、後に分れて一は天工、人工の工となり、一は十干の壬となり、音も従つて異をれりなり。故にまた知る、壬は人に从ひて任となり、女に从ひて妊となれども、其字義は即ち工の義に外をらざることを。

示



申



申

(即ち書經堯典義和章の申字、而して古の神字也、後詳也)

以上は數例に過ぎざれど、凡そ此の如くに組織せられ成立したる文字なるが故に、その組織せられたる單體個々の原義を闡明し、而して組成せられたる所以の理を索むれば、各其文字の含めたる眞の意義を明使に解釋し得べきは當然なりといふべし。

然りと雖も、若し其組織中の要素たる、單位の一に誤解ありしを自ら悟らざるか、又は上代の思想を蔑如し、漫に近代の思想を以て解釋を下し、以て得たりとせば、則ち乖戾すべし。

若し夫れ文字の單位にして正確なる解釋を得、其組織の法を明にし、之を上古の思想と照應せしめて誤りをくば、其解釋は即ち是れ純眞なる古義にいて、夫子再び生くとも易ふ可らざるものといふべし、眞に聖人面授の學に等しい至寶なり。而して此純眞なる古義を得ば、是れ既に上代の隱晦に對する炬火を手にしたるものにして、高く掲げて古典に對し、以て或は従來の誤

解を自照し、或は訓詁の異同を明斷し、或は幾多不通の迷路難關を照明透過

し得べく、かくて燦爛たる上代文化の真相は、始めて吾人の眼前に展開せらるべし。

今前掲の數例に就きて之を觀れば、

- 建國建極の——建
- 肇國肇造の——肇
- 法律規律の——律
- 尚書洛書の——書
- 斯文文道の——文
- 敬肅肅雍の——肅
- 正直直道の——直
- 道德聖徳の——徳
- 中庸中道の——中
- 史官歴史の——史
- 忠義忠孝の——忠

- 天工工藝の——工
- 垂示訓示の——示
- 克典申命の——申

此等の文字は前述の如く、皆實に午字を主體として組織せられたるものを有し、而して其字たるや悉く東洋上代特有の文化を表現し、且つ倫理道德を嚴示せるものにして、東洋學の淵源に密接し、特にまた吾人の祖先以來我が國民の精神と氣魄とを薰陶し、毓成し、且つ砥厲し、且つ鍛鍊し、以て今日の久しきに亘り、尚ほ將來永く大使命を有する所の尊重すべき文字ならざるは莫し。

然るに是等の文字は、説文にも明快なる解釋を得ず、為に群疑百出、唯諸書を通讀して、纔に自ら會得せりと做すも、猶ほ且つ眞義明徹せず、隔靴搔痒の感を禁ぜざりし所のもの、みなり。その然る所以のものは、從來此等の文字の組織中に午字が主體として存在することに心附かざりしこと、及び午字そのもの、解釋が不明なりしことに職由するなり。然るに吾人は叙上の研

石橋博士、本書編本に笑して、錦波曰く、錦波は先生の新古今倉頡鳥跡を見て造字の方法を發明したりと傳

不然のに従
來鳥跡とは
何を指した
るか明かな
らず今此書
木を以て象
の景より出
づつと為し
明かに鳥跡
を以て象を
指し進ん
て木と文字
全體との關
係連絡を判
然と説明し
たり茲に於
てか千古の
疑問始めて
氷釋せし是
れ未嘗有の
新説創見に
して漢以降
の學説を訂
し六書をし
て周代の正
説に復歸せ
しむるの力
あり

究によりて午字の本體と其本義を解得せり東洋上代の秘庫を打開すべき
管鍵既に手裡に在り將に進んで神秘の扉を發き古聖造字の眞諦に直面せ
んとす豈快ならずや

第二章 聿字を討尋して建國の肇に溯る

其一 聿字の小篆と古文との比較研究

前章に於ては最も明瞭なる午字が他の文字と複合せられて成れる文字
の古形を舉げて概観したるが他の理解に難き午字異形は姑く之を後の考
究に譲り爰には先づ前章に見ゆる文字を取りて考究し之を辿りて漸次に
明哲をらしめんとす

凡そ建國肇國律令尚書などの建肇律書は其文字皆聿字に从ひて成れり
故に是等の文字の原義を明かにせんには先づ聿字を究めざる可らず聿は
前章に略説したる如く明白に又或は木トにに从ひ作のと同じに午を取
る象即ち建國の六書に然るにに象謂へる象事はなり然るに

いふべし

【説文部首】**聿** 所以書也 楚謂之聿 吳謂之不律 燕謂之弗 从聿一聲

聿

【説文】**筆** 秦謂之筆 从聿竹

とありて其下に筆字を出して
とあり則ち聿は筆の本字にして今用ふる筆の字は秦の作なりとの説なり
段氏朱氏駿並びにいふ聿一に从ふ一は書すところの體を指すなりとこ
れは**未**の**又**は右手**一**は筆一は簡牘なり古は紙を竹木の片札に書すその片札を簡牘といふ
といふ意なり果して然らば字は當に未ト又ト筆トにさて然らば聿字从ふ
ところの聿字は何ぞといふに

聿

【説文】**未** 手之走巧也 从又持中

といへりこれによれば**未**は筆にはあらずして中なり中を右手に持つ**未**
が一の字を添加するによりて**聿**と成るとは奇説といふべし徐錯は聿の
曰く筆は便捷を尚ぶ故に王羲之が筆經に曰く筆は輕きを尚ぶ重ければ則
ち躡くといへり此は聿字の許注手之走巧也に應ぜんとの説明を以て字
形の根本に觸れざれば附會と疑はしきはこれのみならず説文聿の原形**未**
思はるのみにて首肯し難し疑はしきはこれのみならず説文聿の原形**未**
は夔銘に見ゆる聿字即ち**未**と同形にして異うところなきはまた怪むべ

あつに似たれど、其華を摘み果を嚼ひ、以て香味を試むれば、便ち同聲一味に
にして本皆同根より生じたこと明かなるべし。

其二、聿字より分派したる律、肇、建等の考究。

再び謂ふ聿は天時を治め大法を秉るの文字なり、而してイは行の羊形、イ
行相通す、イはまた走の上形にして、また走と相通す。此等のこと、拙著聯解字
源に詳なり、依つてまた聿字イに从ひて律字とを、其意は即ちノを又りて行ふといふが
ごときなり、故に

【中席】上律天時。

【淮南冥】以治日月之行律、注、度也。

【爾雅釋詁】律、法也、又常也。

の如きは是也、而してノは即ち陰陽の和合なり、氣節の符也、故に之を又りて
行ふを律呂の律とす。

【大戴記曾子天圓】戴十二管、以索八音之上下清濁、謂之律也、律居陰而治陽。

亦是也、然るに許氏は聿を以て筆の本字とをせり、故に律字に至りて其義

律

不通とをり、仍つて許氏は

【說文】律、均布也、从、イ、聿、聲。

といひ、律の聿に从へうは、聲音を標したるのみにて、字義には關係なきもの
とをしたる、徐鍇は十二律均布、節氣、故有六律六均、といひ、段玉裁も均律雙
聲、均古音同、勻也、律者所取、范、天下之不一、而歸於一、故曰均布也、といへり、若
し果して此說の如く、均律雙聲、同聲なるが故に律の本義を均布なりとせば、
其字何故に寧ろ勻に从ひて均に作らざりしと、律字は說文イ部にあり、而し
て同部律字の直前に均字あり、曰く行示也、从、イ、勻、聲、と段氏之に注して、古、勻
旬、同、用、故、亦、作、均、と、然らば則ち律、均、均、は皆同字なりとの結論に達せざる可
らず、凡そ許書、从ふところの字、その義を得ざれば聲音に匿るゝの痕跡覆ふ
可からざるなり、故に往々理義の一貫せざるものあること、此の如し。

按ずるに段氏には未だ律字なきがごとく、たゞノを以て、或は讀みて律

とをせり、周に至りて彝銘に見ゆ、

下の如し、彝銘に律字甚だ稀なり、

律

乙酉才集、
鳴堂

摩

次に肆に从へる摩、聲、摩を考察するに、

【説文】 部 扇 始開也。从戶，聿聲。
小徐本は右の如し。大徐本は从戶，聿，に作り、又段氏本は从戶，聿，に作り、て曰く、聿、旡、語、詞、有、始、義、故、从、聿、と、し、聿、は、字、義、に、關、係、を、く、音、に、始、の、義、ありと考へたり。又朱駿聲は、摩、が、聿、(即ち、聿、と、した) 許、説、に、从、ひ、て、いふ、に、从、ひ、た、り、を、以、て、按、當、に、聿、會、意、手、開、戶、便、利、也、寫、者、誤、多、也、畫、と、いひ、經、傳、皆、以、摩、為、之、と、い、へ、り、

摩

【又】 部 駭 上諱。擊也。

小徐本は右の如し。錯口、後漢孝和帝、名也、當言始也、故、从、戈、摩、聲、と、て、擊也、の、訓、に、從、は、ず、然、る、に、大、徐、本、に、は、擊、也、の、二、字、無、し、曰、く、案、李、舟、切、韻、云、擊、也、从、戈、摩、聲、と、又、朱、氏、は、以、て、摩、の、本、字、と、為、せ、り、

摩

【又】 部 駭 擊也。从支，肇省聲。

段氏は此字を摩の俗字なりとし、支部より除去去れり、而して其理由を摩字下に記して曰く、按、古、有、肇、無、聲、从、戈、之、聲、漢、碑、或、从、支、俗、乃、从、支、作、肇、而、漢、人、以、肇、入、評、書、支、部、中、玉、篇、曰、肇、俗、聲、字、五、經、文、字、戈、部、曰、肇、作、肇、訛、廣韻、有、肇、無、聲、又、曰、今、經、典、肇、字、俗、偽、从、支、不、可、不、正、支、部、字、肇、之、聲、今、已、芟、去、と、筆、鋒、是、だ、然、し、然、る、に、朱、駿、聲、は、之、に、從、は、ず、段、氏、玉、裁、訂、為、肇、之、訛、字、今、定、為、肇、之、重、文、附、此、と、し、摩、下、に、出、せ、り、

説文を中心とせる屬説の紛糾略右の如し。許氏が肇肇の戈支に从ふに着眼し、之に泥して擊也の訓を下せること尤も疑ふべし。今之を彙銘に稽ふ

に、左の如し。

摩

𠄎

父己尊、古籀、篇引鬱草、

𠄎

勝虎彘、

𠄎

中屏盤、

𠄎

旁律尊、

。中屏盤の摩字は𠄎の泐文をうべし、

摩

𠄎

刺心鼓、

𠄎

宗周鐘、

𠄎

伯家敦、

𠄎

定鼎、

𠄎

所望鼎、

𠄎

黑極簋、古籀、

𠄎

。此字をば多く見中れど、同形のものば省きたり、

𠄎

師家敦、

𠄎

。左隣の戸字三箇の鳥迹を以て作れり、又下家

𠄎

録蓋、

。以ふことなる字、十(ニ)ハ平字と通ず、(ニ)を左右の平字に替ぐる形に

ら別あり。荒世の地を拓くの邊際を肇といひ。始めて大法を立て、國體を定め、法則を布き行ふの邊際を建といふ。立字の本義自ら之を示せり。建の字義と建國の古法との關係は、次章に於て更に研究すべし。

第三章 周禮建國の方法と午字との關係

古午字が、上代建國の肇に、重大なる關係あることは、本書第一卷に於て之を略説したりと雖も、未だ其典據を掲げ、其出處を明にするの暇あらざりき。今や建國の建字を攷究するに至りて、茲に其機會を得たり。日晷と建國との關係は古書に見ゆるも多けれど、其最も明白なるは周禮なり。故に茲には先づ周禮の大綱を掲げ、次第に諸書に及び、且つ之に私見を加ふべし。

抑も周禮の書たるや、之を信ずる者は王道の極と稱し、隋の周官一書實に群經の源本を為すと讚し、梁の眞の聖作なりと嘆美す。唐の之を疑ふ者は、六國陰謀の書と為し、後漢末世の書と做す。明の宋の朱氏曰く周禮の一書、廣大精微、國家の法度、此に在り、後世皆周禮を以て聖人の書に非ずといふ、其間細

碎の處は疑ふ可しと雖も、其大體は直に是れ聖人に非ざれば、做し得ずと。

信疑の論斯の如く錯出し、今に迄びて絶えず。然るに近時ト版彝銘の學を研くもの、證を此書及び考工記に索むるもの多く、而して歷々徵あり、之に由りて二書新に漸次重きを為すに至れり。近くは孫氏詒讓周禮正義を著して曰く、此經建立六典、洪纖畢貫、精意眇指、彌綸天地、其為西周政典、焯然無疑と。余竊に謂ふ眞に然り、然も之に止まらざるなり。余既にして午字の日晷をこのとを察し、且つ午字を根幹として成れる文字の甚だ多きを識り、而も其字々の意義の皆甚だ重大にして、屑々たる従末の小學説の、遂に之を規範し能ふ可きに非ざるを觀て、去つて周禮考工記を讀むに至り、午字の眞義煥然として映發し、洞然として羣經を貫き、千古を目前に展開するの感あり。余惟ふに周禮の一書、些末の疑ふべきものあるは姑く措き、其大綱たる建國の大法に至りては、斷じて是れ周の建國の大法にして、然も決して周に創まるにはあらず、殷代既に此法あり、更に溯りて直ちに虞夏の聖法に原づくものなり。こ

周禮は以下各卷に引用し、字致と互證せしめんとす。茲には先づ周禮の大綱を挙げて、建國の根幹を明かにし、以て上代の建國と、午字とは、相ひ結んで分離すべからざる關係あることを證すべし。

周禮、官を設くるの法は、王の下に六大臣を置く、左の如し。

天官 職名を冢宰といひ、所屬の官吏を帥ひて國の治を掌り、

王を佐けて邦國を均しくす。

地官 職名を司徒といひ、所屬の官吏を帥ひて國の教を掌り、

王を佐けて邦國を安かにす。

春官 職名を宗伯といひ、所屬の官吏を帥ひて國の禮を掌り、

王を佐けて邦國を和せしむ。

夏官 職名を司馬といひ、所屬の官吏を帥ひて國の政を掌り、

王を佐けて邦國を平かにす。

秋官 職名を司寇といひ、所屬の官吏を帥ひて國の禁を掌り、

王を佐けて邦國を刑せしむ。

冬官 職名を司空といひ、所屬の官吏を帥ひて國の事を掌り、

王を佐けて邦國を富ましむ。

六官各屬官ありて、其數総て三百六十とす。北魏道曰く、周禮見於經籍、其名

也。禮記三百、五也。中庸曰、禮義三百、三也。春秋說云、禮三百、一

有、正經三百、五也。周官外題為周禮、六也。漢書藝文志云、周官經六篇、七也。七者皆

周禮の名と、其官數に就きて考考とすべし。説を凡ば掲げ置く。六官は其名

の示す如く、上下四方に則り、天地四時に象れるものなり。而して屬官の總數

三百六十とす。そのは、即ち一年の日數に應せしめたるものなり。以て如何に

天道地誼を重んじ、方位曆數に則りたるかを察すべし。故に此大官の首章、各

左の句を冠す、
惟王、建國、辨方正位、體國經野、以為民極、

と、四言四句、僅々十六字に過ぎざれど、周禮六篇の大眼目にして、聖王建國の

本旨悉く茲に含藏して漏すところなきなり。今此四句に就き、字形より見た

る愚意を以て、單的に本文の文意を解せん。惟王建國の建は、篆文律に作

イ又

この「レ」原形のは「ノ」原形を引延ばしたる字にて、地上に布きつ、行くは行の象なり、即ち布き行ふの義なり、されば「律」は「本」を「取」りて布き行ふの義なり、又之を鼻録に見るに左の如く作れり。

律

毛公鼎 虎夙禱

此器は確乎たる周初のものなり、其字形を見らば、卜字は高く天上より日を貫きて降り、日南中の象にして、子午線上の正位を「取」り、而して其字未だ「レ」に従はず、字例を按ずるに、此時未だ「走」に从へり、古「走」字は其義行と通ず、古「道」字或は「則ち主た行ふの義なり、以て周禮建國の建字の正形を察すべし、故に下文に曰く辨方正位と、方を辨じ、位を正すの事、當に臬を立て、先づ南北の子午線を取り、次に東西を正し、以て四方を定むれば六官の位即ち成る、按ずるに辨方正位には大略三つの重要なる意義あるなり。

第一、先づ國都それ自體の位置を定むるに必要なること、即ち國基を定むるの法といふべく。

第二、國都の中心地点を定め、之を基本として四方を測定し、官衙、道路、井田等皆方位を備ふ、即ち天下を經緯するものにして、國家組織の法なり、下文に體國經野とあるは此謂ひなり。

第三、國都既に定まれば、引續きて日夜に天文を察し、則ち日月星を臬に迎へて、歴を造り、告朔を諸侯に頒ち、以て天下を統一し、民に農時を授けて誤らざらしむ、則ち和平富國の法なり。

此の如く國家の創業と守成とを兼ぬる三大法則は、皆一に臬を立つるに本づく、其主權者たる王は中央に在り、身を以て臬に準らへ、この事は天時を奉じ、國土を襲ぎ、中正を履みて仁政を布く、之を經文には以為民極といへり、書法皇極あり、皇極民極其極一なり、是れ即ち古の王道なり、究極すといふは王詳は教育妙語字源考釋に見ゆ、道も亦一に臬を立つるに歸着す、而して臬を立つるは一に午を取るを最要とす、以て午字が如何に貴重恭敬の義を含みたるかを知べし。

今周禮の本文と、傍ら考工記其他の典籍を參酌し、上代建國の初めを按ずるに、國を建つるには先づ宮室を築くべき中央の地を定め、經度緯度を測定

王道のこと
別に一巻を
考せり、本書
見せり、卷に

禮記

卷之三

禮記

禮記

左、又減(二)と記すとき、日西に在るを、同表に減す、二至を、

いふ、我々の天頂點より、太陽迄の角度距離を指す、天頂角を九十度より引き、たる残り、を子午線に於ける太陽高度と云ふ、夏至には太陽は天頂點と赤道の間にある、其太陽より赤道に至る角度距離を赤緯と云ふ、夏至には太陽は黄道の最高點に達してゐる、黄道の最高點は、地軸が地球軌道面に傾く度数にて、其數は普通二十三度二十七分と觀測されてゐる、そこで天文学の公式に據れば

緯度 = 天頂角 + 赤緯
= 10°37' + 23°27' = 34°4'

右の如く周の玉城の緯度は三十四度四分とを、但し真正の緯度を求むるには視差折光差、太陽半径の改正を施すべきを、此改正數は大存らず、原來東の景にて略法をれば、改正せずして可なり、さて周の玉城の位置が北緯三十四度に位すとせば、氣候良く、百物阜安す、所謂、以上日本及十二年秋季増刊詳、司公と周禮より抄出、これにて土深を測るとは、今謂ふところの緯度を測ると同義なることを

知つべし、さて日南は則ち景短く暑多く、日北は則ち景長く寒多しとあるは、即ち土深の緯度の差をれば當然のこととを、日東は則ち景夕して風多く、日西は則ち景朝して陰多しとあるは、解し難く、異論紛起せり。

鄭注には漏刻を以て解せんとし、賈疏には五表を置くの説あり、五表表とは、中表を潁川陽城に置き、潁川陽城とは、經文一尺五寸の景に先鄭注して、今潁川陽城地、為然とあり、周都を此地をり、と傳じて、かくこれを中心として、東西南北、各千里を距て、四表を置くと為す、此説は鄭注の漏刻を以てすと同一く、東西に就きては、東表は日既に南中せり、西表は未だし、是れ東景夕し、西景朝すものと考へたるなり、然れども續漢書郡國志によれば、潁川陽城は、河南府登封縣、東南三十五里、漢時の陽城にて、夏至に八尺の表を以て景を測りたるに一尺五寸ありしといふ、偶々經文の長さに同じ、蓋し先鄭之を目驗して、此注を加へたるにて、陽城を以て玉城なりと云へるには非ずとの説あり、如何にも然るべき説なり、されば賈疏に中表を先づ陽城の地に置くとの説も、北測らし、且つ假に五表を置きたりとするも、南北の二表は免れ、東西の二表によりて測定すること、今時の如く、正確なる時計を用ひ、電信によりて、互に之を比較す

るにあらざれば識るよしなし。故に戴震は日南日北猶竟典之度南交度朔方也。日東日西猶竟典之度端夾度西也。分四方測驗然後折取其中日南景短日北景長取中而得尺有五寸以是求南北之中日東景夕日西景朝時刻差移取中加時以是求東西之中所謂測土深正日景以求地中者如是古人用土圭測黃赤二道猶今之測北極高下也。寒暑進退晝夜永短悉因之而隨地不同と云へり。所言甚だ佳なりと東西に就きては亦未だ明ならず。江水は測景惟能知南北之差若東西則隨人所居而移經謂日東則景夕日西則景朝者言其理當如是非真能同時立表知其東表日已映西表日未中也。西法則東西里差以月食時刻先後定之賈疏立五表之說亦妄と斷じたり。此說亦甚だ明透を北と東西は唯理を以て言ふとなすは亦た未だ安からざるを覺ゆるなり。石橋博士も之を疑ひ其著晷儀略説に賈疏の五表説を引き先づ南北表に就きて所見を述べ且つ南北表の景差一寸は千里に當るとは前記の如く其の數は誤算なりも其理は不滅の定律にて景差を測り緯度の差を略定すべき便利あるを以て古人の傳説に對し大に感謝する所なり。……東西表の景差率は前記の如く簡

單にはならず先づ中表の景を基本とし精密なる時辰儀を用ひて經度の間隔を測り經度と緯度とを以て直角弧三角形を作りて經度の弧を算出し得べき理なり。然るに此時代には未だ三角法の發明なし。別んや弧三角形法は未だ世に現はれず如何にして竟に東西に對する率を定めしや如何にして周公が此率を襲用せしや今之を知るに由無しと。按ずるに經文に云へり日東景夕日西景朝の語は地中に築くべき宮室に繋りて言へるものにて經度の謂には非ざるべし。そは

【晏子春秋内篇雜下】景公新成柏寢之室使師開鼓琴

師開は替師にて開は其名なり本書第六卷史字攷其二大史職の師開左撫宮右彈商曰室夕公曰何以知之

中大師を云へり除參照師開答曰東方聲薄西方之聲揚公召大匠曰室何為夕大匠曰

立室以宮矩為之於是召司空曰大匠司空のこと後に見ゆる考工記立

宮何為夕司空曰立宮以城矩為之明日晏子朝公公曰先君太公以

營丘之封立城曷為夕晏子對曰古之立國者南望南斗北戴極星

彼安有朝夕哉然而似今之夕者似或は以て同字周之建國國之西方以

尊周也。公楚然曰。古之臣子。此一條に樂聲室商の方位に因りて變ずることを言へるに着目すべし。是れ即ち律をり、既に述べたる如く、律字また律、律に作りて午を取らに从へり、今周禮建國の始めに午を取らるの故に茲に附記して注意を促す。○次に引くものも亦た然り。

と見え、また、

【呂氏春秋明理】五帝三王之於樂、盡之矣。亂國之主、未嘗知樂者。是常主也。夫有天賞得為主、而未嘗得主之實、此之謂大患。是正坐於夕室也。其所謂正乃不正矣。其風雨則不適。其甘雨則不降。其霜雪則不時。寒暑則不當。陰陽失次。四時易節。

とも見中、則ち二書並びに明かに朝夕を宮室に謂へり、殊に呂氏春秋は夕室として熟語と為せり。凡そ宮城堂室は正しく南面するを法とす、是れ王者は南面して、居ながら四方四時を知り、之を治むるの古儀をればなり。然るに今南面の宮室少しく東に嚮はば、午時に至りて日光直射せず、日は既に西方に見中、故に景夕すといふ、之に反して宮室西に傾かば、午時に於て日尚ほ東方に見中、故に景朝すといふ、斯の如きは常に王の威儀を損するのみにあら

ず、其原因は必ず測度の正しからざるより生ず、測度の正しからざるは、子午線の正しからざるものなれば、即ち木を又るの義に反するものなり。其結果は國家の經緯を亂し、曆を治む可からずして、遂に民時を失ふに至り、四時序を失ひ、論語堯に所謂四海困窮して天祿永く終るべし、このこと本書終に詳なり、參照を望む。前に引ける二書の意も、根本は此に外ならず、經文に朝夕をいいて下文に、四時之所交也、風雨之所會也、陰陽之所和也、然則百物阜安、乃建王國とあるは、即ち呂氏春秋に、坐於夕室也といひて、室の正しからざることの危きを示し、下文に、其風雨則不適、寒暑則不當、陰陽失次、四時易節とあるものと文意全く同一徹に出ることを看取し得べく、二書並びに古經の意を極めて自然に傳へたるものといふべし。依りてまた、

【春秋繁露深察名號】正朝夕者視北辰、正嫌疑者視聖人、【禮記禮器】作大事必順天時、為朝夕必放日月。

とあるものも、其意義明かに此の古意より出でたることを察すべし。

因にいふ、經文には日東に多風といひ、日西に多陰といひ、次に凡雨の會する所をり、とあるが故に、此の多陰は多雨の義をり、と考へ、注を下したるを

看、悪くはあらぬと管に雨とのみ解せんは如何にや、經文その次に
次の多陰は時に多雨の義を包ねたるものと見ゆべし
故に經文後に風雨といひ、又陰陽といひたるなり。

然らば則ち經文の日南日北は子午線を正すの義をれども、暗に緯度を測
定して氣候の中和を求むるの意を包ねていひ、又日東日西は卯酉線を正す
の義をれども、暗に宮城の方角を正しく南面せしめんとしての意を包ねてい
へるものなり、故に經文は南北には景の長短を云ひ、東西には景の朝夕を云
へるなり。經文の此體は對文にして互文を兼ねたる古法と見るべく、書苑典
義和章之に類す。義和章は後
に詳考せし。

さて經文次に曰く「日至之景、尺有五寸」と、日至は夏至をいふ、夏至の正午に
八尺の梲の景を測るに其長さ一尺五寸あるをいへるなり、其地の緯度によ
りて其長さ各異をれど、一尺五寸ある處がよしとの意なり、即ち其地は石橋
博士算出の北緯三十四度の附近なればなり、蓋し建國作邑の肇に梲を立て、
辨方正位のことを行ふは、決して周に始まるにあらざることは、後に記す如
くなれど、此一尺五寸ある地点を以て地中とし、王城と定むることは周に至

りて新邑を築き、偶々影の一尺五寸ありて、氣候の平和なる地點を得、さては
かく明記して、民心安定の治策としたるものなるべしと思はる。通覽せば自
ら明かすべく、又後々の卷を見て知るべし、然るに初めより一尺五寸ある
影を遠く求めて都を定めたりと解したる注疏などは、實際に遠き地測なり、
又茲に夏至の景の長さを挙げたるは、日景を測るには必ず夏至を以てする
の意にはあらず、夏至の景は一歳の中最も短かく、且つ明瞭なれば、之を標準
として尺を定め、之を測る尺度、即ち土圭の長さも之に倣いて尺五寸とし、此
時の景一寸の差を千里と定めたるなり、景を測度する官吏も數人ありて、職
を異にし、職毎に自ら其目的も異り、之を測るに四時を通じて行へるなり、景
の長さは日々に異り、又季節によりて大に異るべき理をれば、想ふに當時に
ありては、季節に應じて異れる各種の寸法を實測作製し、毎年季節に照應せ
しむべく豫じめ圖書を備へ置けりと察せらる、古書に圖といひ、或は圖法と
いへるは蓋し是を言へるなり、後に經の一尺五寸は唯大法を挙げたるのみ
見ゆと知るべし、この一尺五寸ある地點を

謂之地中

とあり。此地中に就きても異論あり。一は經度緯度を象によりて定むるの地勢の利をのり強いて之を論ぜんとし。一は象を無視して唯交通往來の便山川の議論をのり強いて論ぜり。二者共に一方は倚り地中の中字はまた本書に其真義を究めんとするところの文字なり。然も爰に之を述ぶるに便ならざれば後に譲る。唯經文は此地中を解して次に曰く

「天地之所合也、四時之所交也」

以下皆地中の地中たる所以を言へるにあらざる莫し。惟此十二字は、即ち周禮六官、天地四時の名称の由りて出づる所にして、而して方位の各備はる所以を察すべし、則ち天子六官の中央に在り、南面して之を率中、堯舜の法に則れること自ら明かなり。天地之所合也に就きては梅穀成云く地之中氣、與天之中氣合也。合故四時交、而無多暑多寒之患。風雨會、而無多風之患。陰陽和、而無多陰之患。蓋四時、風雨、寒暑、皆天地為之。其交、其會、其和、皆天地之合為之也。と能く辯せり。梅するに

【禮記郊特牲】 天地合而后萬物興焉

とあり、これは人事の上に取りて云へるなり。天は乾にて、君をり夫をり、地は坤にて、臣をり婦をり、故に之を國土にとれば周禮の本文の如く、之を人事に取れば禮記の言の如し、之を天人一如の妙とはいふなり。若し夫れ本書の本領より之を言へば天地之合とあるこの合字は本義正用なり。是れなり。本書△字の下に於て詳述すべし。

「風雨之所會也」

此義は今日の思想にては解し難きものをなり。古人はたゞかく信じて爾云へるのみ。

「四時之所交也」

此解は前の梅穀成の言にて盡きたり。唯此交字は夂にて、夂(天)字の下線を交錯して作れり。夂は既に説きたる如く、之を天象に取れば光の象にして、其四垂は四時の象をり、之を交錯したるは四時交の象をり。經文の交字は則ち正字正用なり。是なり。

【説文】 夂、交、脛也。从大。象交形。

大交

といいたるものは所謂小學説にて、ハハも人象に取りて解したるに過ぎざるなり。

陰陽之所和也。然則百物阜安。乃建王國焉。

前二句に就きては前に述べたる所にて、大意は既に明かならん。唯此にあり陰陽は易の陰陽觀に同じく、天地人の三才に互りて考ふことを得るのみならず、これを一に象の上に繋げて其象を觀ふを得べく、而して下文もまた一に象に繋げて考ふことを得るなり。經文の末句に云へる乃建王國焉に就きては異論紛起收拾すべからず、今其中の主要なる一二を云へば、賈疏に曰く

案春秋左氏 武王克商 遷九鼎於洛邑 欲以為都 不在潁川地中者 武王欲取河洛之間形勝之所 洛都雖不在地之正中 潁川地中仍在畿內 若然武王已遷鼎於洛 欲以為都 周公又度景於地中者 武王雖定鼎 訖 周公更度之者 所以審慎 此説は前にも言へる如く、潁川陽城を只管地中とのみ信じて為せるもの

なり。而して此論には自ら左の意味を含めり、則ち國を建つには、必ず夏至の影一尺五寸ある地點を先づ擬定し、而して後に建國す、即ち地中を先づ擬定するものと考へたる立論なり、この考は周禮の此條を讀む者の陷り易き誤謬なり、之を駁したる江水が所論甚だ佳なり、即ち左の如し。

周都洛邑 欲其無遠天室 而四方入貢道理均 人謀則成王已遷鼎 鬼謀則周公召公 先卜河朔黎水 再卜瀾東瀍西 以審定 所謂土中者 合九州道里形勢知之 非先制尺有五寸之土圭 度夏至景與圭齊 而後謂之土中也 既定洛邑 樹八尺之表 景長尺有五寸 是為土中之景 乃制土圭以為法 他方度景亦以此土圭 隨其長短量之 是景以土中而定 非土中因景而得也 經文本謂 測景以建王國 則當時惟於東都王城測之 至漢儒 乃謂潁川陽城為然 陽城今登封縣 在洛之東南 此別有其故 蓋黃赤道間之緯度 古濶而今漸狹 漢時王城 夏至日稍偏南 而景微長 必進至陽城 然後合土圭也 然唐志言 陽城景尺四寸七分八厘 則漢時宜更短於此 漢唐人言 昧知孰得其信

と孫氏詒讓之を評して「今案江説甚通足以釋諸書之紛矣」といへり。
江氏以為らく周禮は洛邑を作るの後にありと故に洛邑を定めて後夏至
の時泉景尺有五寸あるを看て始めて法を之に取ると為せるなり。是れ卑見
に合するの説なり。然れども其説未だ盡さざるものありに似たり。何ぞや。按
ずるに江氏の説の如く洛邑を肇むるの時未だ周禮の制定なし。而して其時
八尺の泉を樹て以て新都を經營せり。其法果して何に據りたるや。又泉影を
測りて其地の寒暑を定め。又日々之を測りて曆を造るの法あり。本書第七卷
に見は果して何處より得たるや。此等は並びに周禮の創案なりとするや如
何。竊に按ずるに周禮は多く殷に承け。殷禮は多く夏に承く。次を追ひ漸を
以て進歩發達し未化りと雖も。建國為政の根幹たる大法は。代々相傳へて異
らざるを覺中。殷代に於ける遷都の法既に殆ど周禮に同じ。余既に之を卜辭
彝銘に獵りて一卷を為せり。故に詳は之に譲り。次卷に於ては文王の時既に
作邑營室に泉を樹て。四方を經營したることを述べ。更に進みて文王より
十二代以前の祖公劉の時早く既に此法ありたる證據を述べし。事は周禮

建國の研究と、本卷の主題たる、本字の研究と、相互に關係あり。之を述べば
藐乎たる上代文化の淵源に溯到するの途あるべきを信ずればなり。左は餘
論あり。次章に之を盡して後、卷を改むべし。

第四章 許説を排して本字の轉注に及ぶ

再び謂ふ。建とは本を又りて之を地上に布き行ふの義なり。故に古文
或は律に作り、午の日を貫くに从へるなり。説文律を以て筆と為す。果して
解さば前章に詳述したる如くにて、周禮に見ゆる建國の二字は眞に正
字正用にして、近俗の所謂文字通りなり。仍つてまた周禮全篇の大眼目は、更
に約して此建國の二字に存することを解し得べきなり。然るに説文又部に
建字あり。許氏曰く

律 立朝律也 从聿从廾

と。此文意は説文一書の通例によつて會意の文字として説けるに似たり。然
れども許氏は既に聿字を以て筆なりと解せり。筆と又と合せられて何故に

立朝律の義を發生し来るべきや明かならず、徐鍇は解して云ふ、律律也、定法也、此解は自ら余の説に合す、然も許説に合と而して、从、所のノハは説文にセズ且つ其理由を示さざるは何の故ぞ、而して从、所のノハは説文に長行也と訓じたるに合致せしめんとて、周禮曰、惟王建國、建、長世之法、云々と、これ果して何の謂ぞや、且つ徐鍇は別に、律を以て筆なりとする許説に同意し、義之が筆經を引きて之を證したるは既に掲げたる如くなり、然らば則ち前後矛盾の説なりと云はざる可からず、段氏も之が注解に困しみ、今謂、凡、豎立、為、建、許、云、立朝律也、此、必、古義、今、未、攷、出、といひ、律を筆なりと解しては字義を為さざるが故に、从、律は律省也とし、从、又は廷省也と巧妙に解したり、巧は則ち巧をれども、窮餘の説なること覆ふ可からざるなり。

許氏が「𠄎」字の解説は、稍明瞭を欠くの感なきにあらざれど、決して誤解に非ざること、本書第一卷頁六十三以下に述べたるが如し、然るに「𠄎」字が他の文字と結合せらるゝに至りて殆ど皆正解を得ざるは奇なり、今試みに説文第三篇下、聿字を掲出せる邊を通覽するに、支、聿、聿、畫、の順にて各部は連続せり、而して其支部を見るに、

支

𠄎 去、竹之枝也。从、手、持、半、竹。凡、支之屬皆从、支。𠄎 古文支。

とあり、支は干支、支體、支計、支給など、熟語する文字なるに、許氏の解によれば、𠄎は林(竹)の半分にて、之を又、を支字と為し、字義は竹の枝を去るの意なりと、此れ果して何の謂いぞや、今字形を按ずるに、明かに「𠄎」を又、の象なり、これを聿字と轉注して一考すれば、支の字義極めて明哲也、末(聿)は取る所の手天位にあり、上よりして其本を握めり、これ大法の根幹を把つものなり、𠄎は手地位にあり、下よりして其末を受けんとす、これ其支別を得るものなり、故に支庶、支派、支脈の字と作り、又支給配分の義と作り、或は木に从いて枝字となり、支と枝と音義混用せられたり、𠄎は本来天度なり、數なり、𠄎は即ち之を計取するの象あり、支上木の三畫は即ち天度也、數也、故に度也、計也の訓を出せり、又「𠄎」は天なり、法なり、又時なり、之を保持するの象なり、故に維持、支持の義を出し、引伸して支柱の義ともなれり、支持支柱は有形にも言へど、其本義は無形にあり。

【國語周語】 衛彪侯曰、周詩有之曰、天之所支、不可壞也、其所壞、亦不可支也、昔

穿し透達して條理あるの義なり、故に徹底、透徹、洞徹、峻徹などの語を出せり。然るに今用ふる徹字は

【説文部】徹 通也。从彳从支从育。とあり、下に徹を出せり、蓋し

とありて會意の文字とせり、段氏解して曰く、支之而養育而行之、則無不通矣

と、能く造字の意を得たり、即ち是れ子弟を教育し通達せしむるを本義とし

て成れる文字なること明にして、吾人が慣用する徹の義とは稍似て而も甚

だ異なり、仍つて知る、彳は其實今用ふる徹の古字にして其本字なること

を、今吾等が使用する字は質字は質屋の質が本義にして、本質、性質の質は實は今

数字に使用する七を本字とす、(世若學城篇中に詳考あり)中徹も此例なり、

↓(彳)は明白に卜の倒文なり、所謂建類一首同意相承くるものにして、當

に轉注して其意を得べきものなり、卜は地に印する景を、↓は此景の

角度を天に向いて延長し通達せしめたる無形の放射線なり、

即ち徹底、洞徹、峻徹等の徹は正しく此中字にして、通達透徹して條理あるこ



上は中字 景成にあれば日辰に在り
下は十字 景子にあれば日午に在り
景寅にあれば日申に在り
○彳も木と通用するこ
とは卷頭甲表224を參
照すべし、木、彳、中同じ

と、其意顯然たり、今此義を將て説文中部の屬字にして、されば中徹は古今字

なりと雖も實は全く別字なり、周末次第に繁文茂美の書體を喜べり事實と

幾多の類例より推察するに、同音異義の徹字を以て中字を兼ね、以て妄用せ

られたるは、蓋し春秋以後なるべし、古書のみ書きも轉寫の際、或は當時通行の

しも漢代録變の際の今よりして之を分別せんこと容易ならず、二字並びに

混じらば且つ相ひ試みに古訓を擧げて一考するに、通也、達也の如きは中徹二

字に通ずべきも、前述の如くすれば用途自ら差あるべし、古書の本支に就き

若し夫れ哀公の問に對へし有若の言に

【論語類】盍徹乎 とあるは

【詩】徹田為糧

と同じく税の名として用ひられたる徹字なり、是れ實に徹字の本義より應

用せられたるものと思はる、徹の本義は育にあり、字形の明示する所を

は當然の負擔なり、(公田は九分の一、異論あり)その負擔し上納する所のもの

は、また其保護を受くべき軍吏の養育の料たるべきものなり、故に徹には道

輶 輶 輶

史

也の訓あり然るに番説たゞ通也の訓を採り八家の力を通じて耕作するが故なりをど解したるは迂曲にして遠かるべしと思はるなりさればまた道也治也取也飲也の訓あるは中にも通じ徹にも通じて考ふることを得べし明也動也列也の訓に至りては中義の引伸と見るの外なく去也剝也除也の類は中を時の義とし動也の訓より一轉したりと解して纔に首肯することを得べし既に中字失はれ徹を以て中の義に使用せられてより更に徹のイを才に變じて輶字を出し或は輶に作りて跡の義となし又輶に作りて車の跡となす此等の文字は皆徹の義にあらざして實は下(史)に本づき轉々して此の如くなりしなり説文に引ける尹形の説は僅々三字に過ぎざれど貴ぶべき古傳の稀に存するものにして之れ有るが故に午字古形の蒐集と相ひ俟ちて始めて以上の隱微を探り得たるなり

下(史)の古形古義は右の如しされば下(史)と下(史)とはまた轉注の文字なり下(史)は下(史)を地に配分するの象をれば下(史)は天度を測取せんとするの象をることほ自ら明瞭なり然らば則ち史挑蓋し亦た古今字なり

【説文】下(史) 滑也 詩云史兮達兮 从又中 一曰取也

一曰取也とあるは史の本義なり而明かりなり而して取る所の中は徹也故に通也晉度金銘莫不史(據)とあるは是也挑

古文には半に从へる字をく皆又戸を用中故に知る輶は後出字なりと

こゝに引ける詩は今本子衿の挑兮達兮にて史を挑に作り説文達字下にきて挑に作りたり按ずるに許氏の見たる古書に史に作るものあり故に茲には之を引き又一本には既に挑に作るものありしなり蓋し尚書に古文今文の別あるが如きものにて當時の古書は概ね此の如く獨り尚書のみにはあらざりしなり唯尚書に於て殊に甚だしかりしが故にかゝる稱呼を得たつては過ぎ 挑は古形挑にして光の象なり 詳記せり 之を手にせんとす之れ挑の義なり故に挑燈の語ありて光を掲ぐるの義となり或は手にて挑を示すの意に用ひて挑動の義とし挑戰の語と作り説文挑也(一切經音義)曰操爭也と見ゆれど通ずべくもあらざり説文既に挑字に於て誤解したれば挑に从へる字解の明をならぬは當然なり 下(史) 挑音義並びに同じ然るに説文滑也と訓ずるものは蓋し詩語に對して下されたる古訓を傳へたるものなり 子衿は戀人を青年が近頃音信もよく打ち絶えた不往子衿不來とありてさて挑兮達兮在城關兮一日不見如三月兮にて終れり此の挑兮は即ち滑也にて捕へ難き貌また達兮は行けども相ひ遇はざるの義とす但し此二字の解は普通のものと異なり 史挑の从へる又 下(史)は等しく手にしてその手にせんとする下(史)はまた等しく気類にして虚を

り故に一轉して滑の義を出せるなり詩の史挑は即ち此轉義にして字の本義にはあらず説文達字の訓また轉義を以てよく詩の古意を傳へたり子衿

に見ゆる挑達二字の特殊の解は、此説文を以て古意を得たりとすべし。

【説文部】 綽行不相逢也。从辵，牽聲。詩曰：挑兮達兮。

此下には古文を用い、茲には今文を用

達は尚書に達四聰、禹貢には達于河、中庸には天下達道、樂記には達禮の語あり、以て此訓の本義に非ざるを知るべく、唯獨り此の詩意に合するありのみ

是に由りて之を觀るに、此字の轉義に此古訓ありしこと、察せらる。而して

【説文部】 太羊小羊也。从羊，大聲。讀若達同。人羊牽或省。

段氏の从羊、入字に禮之德、故从人、といへれど、非をり、今大人は通用す、をば下に見ゆ、

とあり、依りて知る、太羊綽はまた古今字なり。そは姑く措き、先づ小羊也の訓に就きて段氏の説を味ふべし。段氏は小羊の羊を羔に作るべしとし

羊當作羔。字之誤也。韋昭云、羊子初生名達。小名羔。殊成羊曰韋。大曰羊。長幼之異名。

云々といひ、さて詩の生民を論じて能く肯綮に當れり、曰く

按生民 誕彌厥月 先生如達 毛曰達生也 姜源之子先生者也 此不

可通 當是經文作牽 傳云牽達也 先生姜源之子先生者也 達他達切

即滑達字 凡生子 始生較難 右稷爲姜源始生子 乃如達 出之易

故曰先生如牽 先釋牽後釋先生者 欲文義顯著 文法與白華傳 先

釋媿後釋桑薪 正同 鄭箋如字訓爲羊子 云如羊子之生 蝶矣 尊祖

之詩 似不應若是 且獸類之生無不易者 何獨取乎羊 尋箋不云達讀

爲牽 則知毛詩本作牽 毛以達訓牽 謂牽爲達之假借也 凡故訓傳之

通例如此 用毛說改經改傳改箋 使文義皆不可通 則淺人之過而已

と、此説甚だ佳也。經文は本と必ず牽字を用ひ、毛傳は達を以て訓じたるに相違なしと思はる。又牽を羊の名として經を解するの非なること、是れも亦た

段氏の説に従ふべし。唯牽を達の假借字なりと解したるは是に非ず。牽は達の先出字、達は牽によりて出でたる後起の一體にして、當に二字を古今字と

なすべきなり。今牽の字形を按ずるに、上は大に从ひ、下は羊に从へり、而して

羊は祥也。説文に見ゆ、古字羊を以て其字義は明かに大祥の義にして、是れ通達の本義なり。更に按ずるに大は天と通ず。詳をり、即ち亦た天祥の義なり、天

の祥を下すは徳の通達したる所以にして、是れ則ち下地(地)よりして上(居天)に達し、仍ち復た上よりして下に達するものなり。牽の達たること明哲なりといふべし。然らば則ち牽は天地上下に通達するの義にして、牽は牽に从ひ走に从ふ、則ち横に四達するの義たつ亦た明哲なり。後牽失はれて達行はる、遂に達を以て上下四方を兼ねて、然るに牽を以て羊子初生の名とし用ひたるは、蓋し字の羊に从へるより、改借應用したるものなるべし。羊の幼少より長大に至るまで、各其名を異にし、各其専用の字を造ること、古に非ざることを辯を俟たずして知るべし。もし初生の幼羊の名字として造りたりとせば、羊の二字を合して造りたりとするの理なきこと知るべし。區々たる分別に用ふる俗用字なれば、偶々牽を以て之に充てたるものなるべし。

更に又牽と同意の文字を索むるに美字あり、宜しく轉注して正解を得べし。許氏は曰く

美

【説文部】美、甘也。段氏曰、甘部曰、美也。甘者、五味之一、而五味从羊大。段氏曰、羊在六畜、主給膳也。美與善同意。

と、果して此説の如く、羊の大ききを甘美なりとせば、美は甘美の義のみなり、

何ぞ夫れ卑俗にして狭小なるや、且つ又字形を按ずるに、美は羊大に从へり、而して牽は大羊に从へり、若し大羊を以て美なりとせば、牽もまた美字ならざる可からず。又牽は小羊なり、羊に从ふ大の聲なりと云へり、然らば美は何ニ字等しく、大疑ふべし。試に之を殷周文に徴するに、牽字は未だ之を獲ざれど、美字は之を見得たり。左の如し。

美

古籒

美

美

美

美

美

美

之を説文に比較するに、筆畫に少異あれど、文字の組織は異ることなし。されば彼の疑惑釋けやらす、然るに今牽字の解を得るに及び、始めて美字を解くを得たり。左に二字の象を觀察すべし。

凡そ上代の文字を解せんには、先づ能く上代の思想を諒解し、之と同化して後その字形を觀察し、字形の由りて成れる其の核心を把握せざる可からず。書を解するものは、心畫をばなら、揚子若し然らずして妄に今時の思想を以て古字を解せんとせば、皆乖戾すべし。此の二字の象を觀る讀者は、筆者と共に

に、姑らく現代を超越し、心身を放ちて般周の際に悠遊せんことを希望せざる能はざるなり。

かくて牽美二字を觀るに殆んど易卦に對するに同じ、何とすれば

牽羊下 大上 にして 美羊上 大下 左ればなり。

而して各其象を按ずるに

牽羊下 大上 上の大字は大にして天位にあり、天の象とす。古文は天大通

解し易からんが為 羊字は地位にありて天に具へたり、これ牲の象

なり、大羊小羊とも通 即ち祭天の象にして、下徳上達の象なり。以て

牽羊下 大上 達の義を知るべし。或はいふ牽は大祥なり(大祥とは死後二十

大祥とあり)即ち通考にして幽明

美羊上 大下 天は下降して牲羊を納むるの象故に羊上にあり、天下にあ

り、これ天意下達の象にして、天下和平大美の象なり。

既にして天、民徳を嘉納し、茲に祥を下す、これまた牽羊の象にあらずや羊は

茲に於てか萬民天を尊び君を重んじ、愈保極納貢を喜ぶべし、これまた美

の象にして天下の大美とすべきにあらずや。

更に按ずるに、大は天なり、乾なり陽なり、羊は地物にして、坤なり陰なり、さ

れば易に於ては牽羊は上陽下陰にして、未濟の象なり、美は之に反し、上陰

下陽にして既濟の象なり、牽羊は達なりと雖も未濟たるを免れず、美は達

にして既濟なり、則ち萬物成るの象をれば美の極にして所謂濟美なるもの

なり。

更に又、此二字の易的觀察に一步を進むる時は、實に左の如き一致あるこ

とを見出し得べし。既に言へる如く、二字从ふ所の大は天にして乾なりは

勿論なりが、羊は易に於ては兌と為す説卦傳 而して乾卦は☰にて兌は☱

なり、然らば則ち牽は、

牽羊下 大上 (易の兌下乾上即ち履卦に同じ)

大羊 牽は古達字、通達の義

復兌下 乾上 (文字の羊下大上、即ち牽羊達に同じ)

是を、按ずるに履は禮なり、牽羊は禮の象なりと前解に於て明詳なり、履

例の如く行歩の義と取るときは、是れ當に「行不相逢」の象をること明かなり、詩子衿の「史」(概)今達今の義は極めて明瞭となり、古の詩意を掬取し得て、興趣深く覺ゆるなり。

これに由りて之を觀るに、古人が既成の文字に望み、本義の外に象を取り、別に一義を生み出せること、恰も讀易者が卦象を取らば如くなりしは察するに餘りあり。凡そ一字に幾多の別義ありて、然も本義と何等の聯絡もなく、何故にかゝる字義を生じたるか、從來其理由の解すべからざるものありしなり。然るにこの一考察は、端なくも此疑惑を解くの途あることを余に告げたるものなり。其例證多し、卷を遡りて明かなるべし。

以上研究の記述は轉々して岐路に入らうと雖も、然もまた「木」字を離れず、之を要約すれば左の如し。

史 夫 聿 聿

史(概) 夫 聿 聿

上位より木の根幹を又取る
下位より木の枝別を又取る
地位に在りて天度を測取せんとす

中 微

中 卩

地に印せる木の角度を天に延長したる虚線。訓微也

卍 卍

卍 卍

卍を列記すれば卍(華)の形を得、故に用ひて卍字を造る。故に卍に卍に卍木初生の象あり、故にまた卍ともをす。

午 卩

午 卩

影の本は卍なり。卍は此逆なり、故に木を括逆とをす。

竹(ケ)

竹 林

木を列記すれば竹の形を得、故に用ひて竹字を造る。因て木を竹とをす、説文箇下、木箇或作竹、半竹也(六書故引唐本説文)とあり、今も一箇二箇を一々二々と書する是を(卍)卍と例をり。

木 卩

木 卩

由りて知る木は卍木二字の合文をることとを詳は木字

牽 卩

牽 卩

詳は木字

美 卩

美 卩

詳は木字

義

義

右の如く中は午の倒文なり、故に其意通ず、通ずるが故に卍、木、二文通用せり。其例卷頭の表に見ゆ。

又美の羊に从へる所以も明かなるが義、善、二字もまた羊に从へり、よき序をれば二字の古形を掲ぐべし。義は

【説文我部】義、己之威儀也、从我、从羊、とあり、其解未だ詳ならずものあり、蓋し詳は、之を彙録に徴するに左の

如し。

義

仲姓區、
止、五、

義

義母、
博、六、

義

義叔、
鏡、五、

義

同上、
種、七、

義

叔、向、
義、

義

齊、
義、

義

義叔、
鏡、七、

義

楚、
義、

義

齊、
義、

義

齊、
義、

義

同上、
博、七、

義

楚、
義、

義

鄭、
義、

義

下、
義、

義

中、
義、

義

中、
義、

右は善に从ふものを異とするのみにて、他は羊と我に从ふこと説文に同じ、然るに我に从はずして、或は戈に从ひ、又は戌に从へるものあり、左の如し

義

義叔、
鏡、

義

羊ノ象形、
義、

義

古、
義、

下、
義、

説文は、義字の我に从ふより己之戚儀也と解したれど其証通せず、義字を解せんには先づ我字を明かにせざる可らず、我義二字並びに別冊教育勅諭字源考釋に詳述したれば之に譲りて省く、又、義の古形に我に从はずして、或は戈に从ひ、或は戌に从へるものあり、戈或等皆後の卷に於て詳考せり、就て見らるべし

【説文部】義 吉也。从言羊。此與義美同意。篆書 篆文从言。

とあり、之を義銘に索むるに左の如し。

義

毛、
義、

義

實、
義、

義

大、
義、

義

印、
義、

義

曉、
義、

義

龍、
義、

義

師、
義、

義

善、
義、

義

克、
義、

義

上、
義、

義

義

義

義

从ふ所の訓は

【説文部】義 競言也。从二言。讀若競。

とあり、然らば是れ書の鼻陶謀、並稷の昌言の類とすべし、善字の之に从ふ其意察すべし。又、按ずるに古文は言、言、言、分たず、本と唯一字のみ、之によ

りて察するに、二言に从ふは猶ほ二音に从ふがごとし、二音相ひ並ぶは和樂の象なり、善字古形は下に和樂あり上に天祥ありの象なり、則ち二言と取れば君子昌言の象にして、二音と取れば音樂の象なり、善は蓋し此の二象を包ぬるなり。
羊に關する文字をば多けれど、次第に午字に連ければ、次の機會に譲り、次章には木の倒文中に關する文字に復りて研究すべし。

第五章、文字の「屯」に表現せられたる周易の「屯」

説文中部に從屬したる文字の第一に屯字あり、而して屯は周易の卦名にも用いらる、文字なり、故に許氏は象傳の文を引きて解説したる。

【説文訓】屯、難也。象艸木之初生、屯然而難。从屮、貫一、屈曲、之也。一、

地也。二徐並びに从屮、貫一、一、地也、尾曲、に作る、段氏九經字樣、象艸木之初生、屯然而難、从屮、貫一、屈曲、之也、一、易

曰、屯、剛柔始交而難生。

とあり、 Ψ を艸木の初生と取り、上の一を地と取り、艸木の芽纒かに地上に出でんとして、陰氣をば盛なるが故に、伸びんと欲して屈す、故に Ψ の下を屈曲したると解説したるなり、易の屯は、



震下坎上

下の三は震、震は動にて春陽の氣故に雷故にまた芽の象と

をす、上の二は坎、坎は陷にて險難の義とす、此卦は下に震の芽ありて動き上出せんとすれど、上に險難ありて暢び難きの象とをす、此卦を屯と名づけたるは、其意よく叶へりとし、從来易學家も説文家も互に之を引用して疑はず、余竊かに思ふに、此解惡しきにあらずれど、唯是れ地象に取りてのみ解したる説なり、況んや文字の作例として、凡そ上にある一は必ず天に象するものなるに於ておや、されば前章に解したるが如く、 Ψ を艸木の初生と取れば、 Ψ の字解は説文の如くをすべく、之と同時に Ψ は其實天度測定の虚線にして、讀は徹の若しと解するときは、上の一は天の象、 Ψ は之を測定する所以、而して中央なる一の屈曲するは子午線の未だ定まらざるの貌にして、即ち是れ將に徹せんとして未だ徹せざるものなり、されば屯字は建國肇造初期の象なり、かく考察して、改めて象辭を一讀するに

屯、剛柔始交而難生、動於險中、大亨貞、雷雨之動滿盈、天造草昧、宜建侯而不寧とあり、以て其意を看取すべし、知るべし文字と易と並びに三才に涉りて其

象を包れ、其義を函ぬることを。

然るに又、屯字の古形を彝銘に求め、之を觀察するとき、更に吾人の意表に出で、従来の考察を根本より轉覆せしめらるゝが如く感ぜらるゝ。左の如し



克鼎 唐凡



敦叔大林 鐘、積古



頌鼎 積古



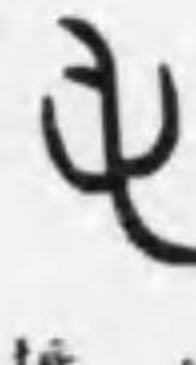
敦叔編 鐘、積古



叔康鐘 積古



邢叔鐘 積古



多父盤 積古



頌壺 積古



不執敦 積古



師望鼎 積古



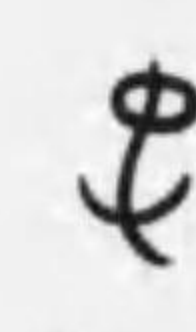
銘魚鐘 積古



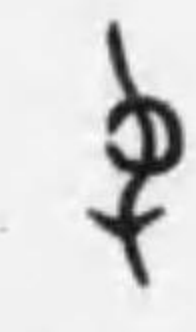
頌鼎 積古



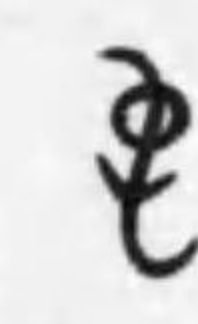
頌壺 積古



頌壺 積古



頌壺 積古



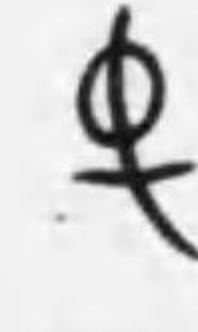
寶父鼎 積古



哀盤 積古



屯鼎 積古



剛公盤 鐘、積古



宰辟父 敦、鳴堂



羊淅蓋 奇 觚



伯姬鼎 奇 觚



大羊淅蓋 奇 觚



宰辟父 敦、博古



屯留鼎 古 觚補



宰辟父 敦、博古



齊侯鐘 鳴堂





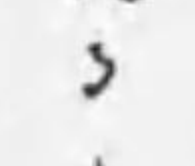


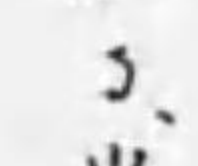
齊侯鐘 鳴堂









(純)陳叔釜 奇 觚

右は皆古屯字なりが彝銘中屯或は讀みて純と今第(4)以後の異形は姑く措き、第(1)第(2)第(3)に就きて見るに、第(2)類の形稍説文に近けれど他は異れり、許氏の所謂地也としたる一横線は無くして、或は●に作り、或は○に作り、故に全く許説と合せざるもの、如く、先に得たりと信じたる屯字の意義は、爰に至りて再び疑雲に覆はるゝの感あるべし。

然るに、此三類を通覽して、圖らずも見出さるゝことは、三類共に其字の全形が、直ちに午字の倒文なること、是なり。本書第一卷、夏十午字第十六形の各字形を見るに、其午形は、

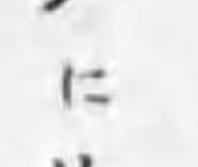

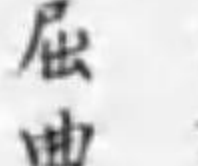

此即ち第(1)第(2)第(3)の各屯字を得べし、而して少異あるは其中央の一線が屈曲せる程度の甚だしきのみ、若し夫れ之を屈曲することなく、直線に作るとせば如何、即ち皆中字をなすべし、の倒文がなりとすれば、と同字なり、を倒にしたるもまた中字をらざる可らざればなり、茲に於てか始めて知る、中屯二字は當に轉注して其象義を解すべきものなりことを、則ち

 (中ニ徹) は午の倒文、其中央正直なり、これ徹の象義にして、天に於ては測度の通徹なり、地に於ては生育の伸長なり。

 (屯ハ純) は午の倒文、其中央屈曲せり、これ頓の象義にして、純、頓は後に説く天に於ては測度の困頓なり、地に於ては生育の困頓なり。

かくて再び彼の三類の字形を視るに各作者は皆唯午字を倒にして足らりとせず、各意を以て巧みに草木發生の形に象り、且つ之を屈曲し、陽氣未だ盛ならず、陰氣強くして時をば寒く、發育伸長に困難なる形に作れり、且又

此字形を以て易の屯震下に考ふるに、下の震は説卦傳に其於稼也為反生とあり、反正とは五穀のことにて、其の初生は反つて下に向ひ、其根上にあるが故に此名ありといふ、豆の初生最も見易し。今第(3)類に就きて之を見るに午字を倒にして巧みに此象を寫し、且つ其の寒に會ひて屯然たる貌を兼ねたり、字形は許説と同じからず、必ずしも上に一横線ありて、地に象る上にあるは天の象にはあらずと雖も、却つて能く易義と合し、字義表現の妙を覩つて、依つて亦知る、上の一は天地を表現せし一にはあらずし、延長せらるる横線と為更に字毎に之を玩味するに、作家各自己の意に隨ひて筆を振ひ、百姿百體、皆各其趣を盡せり。

次の第(4)は同一人の筆に成れるものなり、此五字は同一卷にあり、而して各其形を異にし、以て單調を破れり、に作りたるものは文を繁くしたるものにて其意に於ては異ることなし、又卷首甲表には木あり、之を倒置にし、且つ屯の主意とする中線を屈曲せしむれば或はとをべきは當然なり、第(6)類に形あるは、更にその繁文として見る可きものなり、は天圓の象、午字天圓を貫きて降れり、然

此とも中線屈曲して、未だ正を得ず、是れ象傳の所謂天造草昧の象なり、また
 中_中に作るものは上文と同意にて、天圓を貫きて人_人（_人）字降ルリ人は午
 字_人は今の頭部、卷首の正中線を省きたるものをれば、これも亦た中正を得
 ざるの象にて、中線を屈曲したると其意異ならず、然も下に_中（_中）あり、中正を
 求むるの象なり、是に因りて象傳に「利建侯」とある侯_侯の古字は三義を包んで言
 へること、察せらる、侯は諸侯の侯なることは、虞説の如し、而して侯は時侯
 季候の侯にて、建侯とは猶ほ造歴といふがごときか、且つ又侯は射候の侯な
 り、候は的なり、目的を立つるに利しとも解し得べし、蓋し屯とは一時の困頓
 にて、時を經ば必ず其屈は伸びて中正を得ぶの意なり、故に象辭に屯、元亨利
 貞といひ、象傳には大亨貞といへるなり、是に由りて又知く、従来同象辭を訓
 讀して勿_勿用有攸往_{攸往}としたるは宜しからず、易字攷に於て論じたるが如く、勿
 は勉々の意に讀むべきものにて、則ち勿_勿用有攸往_{攸往}と解すべきものなり、勿_勿に
 義あることを按ずるに屯は乾_天父坤_地母の次位にありて、人事の始めを示すの
 卦なり、國家にありては建國肇造の始めにして、辨方正位未だ成らざるの時

たり、天造草昧の時、將に午を取りて之を布かんとし、天則を求めて困苦經營
 す、故に象に曰く雲雷_{即天屯}屯、君子以經綸と、之を人に取りては事業創始の
 時にして、婚_婚未だ遂げざるの時なり、伸びんと欲して屈するの時なり、況ん
 や人生多くは常に屯難なり、然も常に中正を求めて息まざるには遂に時
 未りて往く攸あり、必ず大に亨ることあるべし、これ恰も艸木の初生、寒氷に
 逢ひて屯然たるが如しと雖も、固より一時の困難のみ、故に貞正貞固にして
 來すべき春を待つべきの義なり、_{故に春字また屯に}從へり、後に詳をり

次の第(5)類は、字の上形を中_中に作れり、此れ古女字なり、余は初め其意を
 得ず、久しく疑ひ釋けざりしが、易を讀みて始めて解くことを得たり、屯には
 婚_婚を求むるの象あり、此卦は乾_父坤_母二卦に次ぎ、

水雷屯



「坎、水」「震、長男」

にて三男を含むとなす、然して此錯卦_{裏返しした}は

火風鼎



「離、次女」「巽、長女」

にて屯の三男の反面には三女ありとなす、

故為行來之來。詩曰。詒我來麩。詩。周頌。我來。津。白。魚。躍。入。王。舟。出。沒。以。燎。後。五。日。火。流。為。鳥。五。至。以。敷。俱。來。此。謂。遺。我。來。車。也。許。氏。是。以。因。而。謂。之。此。字。之。解。故。以。周。之。受。於。所。瑞。麥。來。麩。之。云。々。と。し。た。る。を。う。然。れ。ど。殷。代。の。卜。辭。に。早。く。來。字。を。用。ひ。た。る。は。是。に。非。ず。且。つ。詩。の。箋。に。見。中。の。鳥。の。こ。と。も。後。篇。鳥。迹。篇。に。見。中。の。如。く。寓。言。を。用。ひ。た。る。は。正。説。に。は。あ。ら。ざ。る。也。

とあり、要するに來字は麥の象形字をれど、天より來りたれば、用いて行來の字と為すといへり。然らば麥の字は如何といふに。

【説文に次ぐ】
麥 世穀 秋種厚種 故謂之麥 麥金也 金王而生 火王而死 從來有穗者也 从文

文は行歩の義をれば麥字に却つて行來の義あり、されば此二字は殆ど互に誤用せられたるが如く見ゆ、奇なりといふべし。姑く去つて殷周の遺文に之を求むるに左の如し。



來字古文

(1) 來 不期敦 從 𠂔 𠂔

(2) 來 寧國敦 意 齊

(3) 來 宗周鐘 積 七

(4) 來 伯羅父敦 七 播 補

(5) 來 乙酉子奭 嗚 堂

(6) 來 亞 貞 𠂔

(7) 來 趙鼎 薛 氏 以上 王來格于成周之來 彝 銘

(8) 來 石鼓文 第一鼓 之來字

(9) 來 同上 第七 鼓

以上の古形を通覽するに、字形は麥に似たるが如く、或は甚だ似ざるが如し、若し之を單に麥の形の表現のみとせば、其の穗の邊に一畫を横へたるは、何の意とも解し難かるべく、又(5)の如きに至りては、一線を以て其穗を横斷し、全く麥の形を失へり。姑く許説を離れて之を觀察するに、上の一横線は字例に従ひて、之を天の象と取り、省くあり、省くと雖も字の上は常に天位、

うを推進伸發せしむ。上に艸あるは其象なり。之を象銘に見るに



商鐘、群臣のこれ也を以て直に
春に羊、捕也を施すとす。同例



人商鐘
黒本



薛氏所
傳也



又漢印中春
字を往々



に作れりものあり、蓋し
古文に承くる所ありとす

以上屯字及び屯に从へる文字の大概を考察せり。余常に惟ふに、易を除き

て文字なく、文字を除くも易あるべしと。此條を艸し了りて此感更に深し。

【附】一、本卷中(七十一)易の復を以て字の牽に當て、夫を以て美に當たりは

文字の組織と易の重卦とに共通の作法あること及び互に其義の通

ずるものあり一例を示したるの如く、復を以て直に牽なりとし、夫を以

て直に美なりと為すには非ず、讀若諒焉。

一、近時葉氏玉森の段契鈞說、外一書を讀む、中に春夏秋冬の文字に關す

る新説あり、中に従ふべきものあり、本卷春字を掲げて之に及びざる

しものは、屯字と連りればなり、後の機會に於て細説すべし。

一、本卷建國の條を攷へつ、轉々して岐路に入れるに似たり、將に次卷

に於て本論に復し、進んで上代文化の高度を明詳ならしめんとす。

學 倉 篇 第 三 卷 終

學 倉 篇 第 四 卷

學 倉 葛 城 理 平

第一章 木を追究して文徳の大を觀る

上代の建國に木を又りて法を布くことは、決して周禮の創始せる所

にはあらず、今古典を獵りて之を攷ふるに、

【詩大雅文】…無念爾祖、聿脩厥徳、永言配命、自求多福、……

毛傳に聿は述なりと、按ずるに述は循也、や、詩意を得たるに似たり、迂曲

にして明徹ならず、聿は其字の示すが如く、當に木を又ると解して詩意

明瞭なり。抑も古の道は身を修むるは猶ほ國を治むるがごとく、國を修むる

は猶ほ身を治むるがごとく、二者異ることなし、故に詩意は謂ふ、國を治むる

の本は木を又るにあり、正を取り天命に循いて四方を治むる所以なり、

爾が祖先文王の午を取りて國を治め身を正したるを念ふべし、これ其の徳

禮記疏義本

鄭氏詩孔氏疏

系を引きて節注を布演し並に之を失せり。
○さて既に中央の地を記し出だせば乃召司空乃召司徒
下には周の第一に象を記し出だせば乃召司空乃召司徒
建國の初め第一に象を記し出だせば乃召司空乃召司徒
務を夏ふべき職務を記し出だせば乃召司空乃召司徒
このことには外を詳述すべし前卷四十二頁に引り大司徒は是を司
所は父の時の法に則れども大司徒は是を司
公宣父の時の法に則れども大司徒は是を司
直字の本義に解すべし直字は直なり然れども直といふは
直字の本義に解すべし直字は直なり然れども直といふは
室家を立てて南面し所謂朝夕を以て直なり然れども直といふは
をす是れ天の地四方を正す所以なり然れども直といふは
美して天の地四方を正す所以なり然れども直といふは
徳興神合明所欽則得所惡則已自古及今不可移其德甚密
注目すべし徳字は徳なり然れども直といふは
致と参照すべし○かくて此詩には下に宗廟宮室堵門冢土を築く盛人
を述べて結べり(道路開通を詩に作機板矣行道免矣)
は文字の上より見て甚だ興味ある考もあれど茲には省き其字の下に
述ぶることすべし)
右の如く岐下の作邑は殆んど後の新邑を作すの方法に同じく而してま
た殆んど周禮の大綱に同じ然るにこの古公宣父より十代の遠祖公劉の時
代に溯りて考ふるに公劉が幽に建國したることを歌へる詩あり此時既に
泉を立て、介を又り以て國を肇めたるなり。

を引きて節注を布演し並に之を失せり。

○さて既に中央の地を記し出だせば乃召司空乃召司徒
下には周の第一に象を記し出だせば乃召司空乃召司徒
建國の初め第一に象を記し出だせば乃召司空乃召司徒
務を夏ふべき職務を記し出だせば乃召司空乃召司徒
このことには外を詳述すべし前卷四十二頁に引り大司徒は是を司
所は父の時の法に則れども大司徒は是を司
公宣父の時の法に則れども大司徒は是を司
直字の本義に解すべし直字は直なり然れども直といふは
直字の本義に解すべし直字は直なり然れども直といふは
室家を立てて南面し所謂朝夕を以て直なり然れども直といふは
をす是れ天の地四方を正す所以なり然れども直といふは
美して天の地四方を正す所以なり然れども直といふは
徳興神合明所欽則得所惡則已自古及今不可移其德甚密
注目すべし徳字は徳なり然れども直といふは
致と参照すべし○かくて此詩には下に宗廟宮室堵門冢土を築く盛人
を述べて結べり(道路開通を詩に作機板矣行道免矣)
は文字の上より見て甚だ興味ある考もあれど茲には省き其字の下に
述ぶることすべし)
右の如く岐下の作邑は殆んど後の新邑を作すの方法に同じく而してま
た殆んど周禮の大綱に同じ然るにこの古公宣父より十代の遠祖公劉の時
代に溯りて考ふるに公劉が幽に建國したることを歌へる詩あり此時既に
泉を立て、介を又り以て國を肇めたるなり。

泉を立て、介を又り以て國を肇めたるなり。

【同劉】

篤公劉 逝彼百泉 瞻彼溇原 迺陟南岡 乃觀于京

篤公劉 既溇既長

溇は東西をいひ 長は南北をいひ

既景迺岡 相其陰陽 觀其流

泉 度其隰原 徹田為糧 度其夕陽 幽居允荒

右にて后稷の曾孫たる公劉の時、日晷の法を用いたること明かなり。以て周禮建國の大法が、迴遠なる上代の古法に淵源せざることを知るべし。かくいはば、或は此詩は周を讚美したる後世の所作なり故に、公劉の時果して其事實ありしや否や疑ふべしを論ずる人もあらずべし。讀者は姑く速断せず、全篇を通讀して後に是非を判せられんことを望む。

さて斯く考察を進めて後ち、文明文徳の文の古形を味讀すべし。今左に周代の鼎彝銘文に就きて之を觀、次に殷代の卜辭文を稽ふべし。

文

文 古形 午字表第一形 木に从へるもの(1)

文



毛公



井人



大師



趙鼎



文考父 辛鼎



夫子 丁尊



内由多父敦、蓋蓋文、蓋文木の省形、便宜此に存す



敘叔 父鼎



惠公 蓋



宗周 鐘

右は木に从ひ、Xに从へり、又は治也、乃ち知る、上之を天に則りて午を受け、下之を地に布きて又むるを文といふなり。右は次々を見よべし。

午字表第四形 木に从へるもの(4)



文且辛 公敦



伯雍 父敦



文考 敦、古篇篇引、鹿尾

午字表第八形 木に从へるもの(8)



既設、蓋蓋文、下形省文、所之



蘇父大林鐘、古篇篇引、鬱華

右は木に・をけれども、木形同じ故に第八形に準じたるなり、木下にUありは寶字の双へる所に同じ、第二卷に見えたり、木下にUありものあり、以下を、本書口字の條に詳記す、之を見て知るべし。

午字甲表(23)形 木に从へるもの



文 丁 敦
七指篇引、唐氏。



庚申 廟
白。

午字甲表(2)形 人に从へるもの



文 父
丁 鼎



王 孫
鐘



師 遠
敦



大夫
始 鼎



那 叔
鐘



銘 勳
鐘

右と同形にして、中に・(星)日、丁、火、亞、心、字あるもの



文 曼
敦



文 曼
敦



師 湯 工
父 鼎

上は・を加へたるもの。
・は星有り、・字致に詳
をり



毛 公 鼎
文 王、ニ 字 合 文



五 鼎



魯 公 鼎



文 王 鼎

上は同形にして文王ニ
字合文、卜辭にも故人の
名を合文に作る例多し。
上は日字を加へたるもの
の、文明の義を現はせし



文 棟
匡



七 印
敦



文 曼
尊



文 曼
鼎



文 曼
鼎



師 西
敦



文 曼
鼎

上は中に丁字異文を加ふ、丁字
亦明義をり、丁字致を見よ。
山は古文の火字をり、又文明
の義(火は難をり難は文明をり)
亦た周易の思想に出づ
中に亞字あり、亞は室の象形、亞字の膝に詳
をり、前掲の詩、縣の意此一字に見ゆ、



督 乍 文 考 敦
古 指 篇 引 鬱 華

中に心を加へたるもの下にも見
ゆ、之に就きては少しく述ぶべき
ことあり、次にいふべし。

午字甲表(2)の省形、即ち中に从ひ、下に木を加へたるもの
(即ち木(木)を上下に分ちたるもの)左の如し。



是訓作朕考考公
尊故古篇篇引鬱華



訓



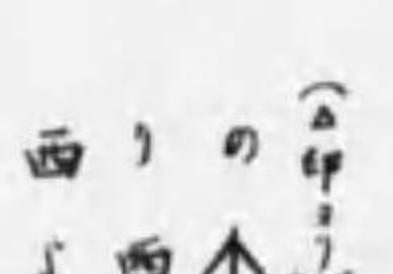
改蓋

右は興味深き
作意あり之を
圖にすれば下

天(光)



地(景)



(中)即ち上の↓は天を指し、下の↑は地を指せり。天光は東より西に紐き(右より左)地景は西より東に紐き(左より右)中

恣

の中夾にあるは人位を示す(即ち人身をり、上、天命を奉じ下、天道を布き、乾として夙夜怠らず、之を心に取り身に懐きて忘れざるを文と為す、故に此字にた勉々の義あり、文王を讚美せり詩に「詩、大雅、棫樸」... 傳、彼、雲、漢、爲、章、于、天、周、王、壽、考、遐、不作、人、追、琢、其、とあり、此の勉々たるは前にいへる通左通右、また自西徂東の義に同じ、故に文に従ひ心に從へる此字は自ら獨立して別に一字とをれり、各是也
【説文】恣、自、勉、強、也、(段、本、に、依、る、段、曰、各、本、自、勉、二、字、韻、會、有、之、與、篇、韻、合、大、雅、疊、々、文、王、毛、傳、曰、疊、々、勉、也、疊、即、疊、之、俗、疊、从、分、聲、疊、疊、即、恣、志、之、段、借、也、) したるは、本、文、の、異、文、後、者、恣、に、作、り、て、字、は、分、に、作、れ、り、知、る、べ、し、分、は、本、文、聲、(文、は、聲、の、み、に、あ、ら、ざ、る、は、別、に、一、字、と、を、れ、る、を、り、) 以、心、文、聲、(文、は、聲、の、み、に、あ、ら、ざ、る、は、前、に、詳、を、り、)
古文の作者各意匠を出し、或は、或は日、或は丁、或は火、或は亞、或は心を加へて自己の思想を表現せり、而して其當時に於て、同感共鳴せられたる文字は傳存して更に専義を持有し、以て後世に永存したること、察せらるるをり。
午字甲表(23)の 人 を上下に分ちて作れりもの、類形



上三文同一器にあり
もの、康生曾故、

上より次第に省略せられたるは、皆天道周回息む時をきの意を見、よく且つ前の 象 形の類と共に、悉免典の所謂、極上下の意をも見、よく
午字甲表(25)の 人 字を下にかへ用いたるもの



戰者

午字甲表(33)の 人 字を上にかへたるもの、



承直

この形は在
較代ト詳に
も見ヤ下に掲ぐ



較虚書
契考款
引

大の天位にあつは光
の象、詳に大字致に見
えたり、

同じく 人 を下に加へたるもの



蓋者文

中の心字少しく油せり、

按、下つに大の天位にあつは光の象をり、故に地位にあれば景の象をり、爾雅に景、大也とある是也、而して之を人位にとれば、大人の象をり、故に次の如し
大 を以て直ちに文と通用したるもの

文 大 寶 鈔 禮 卷 四 十二 同 一 器 二 文 文 文 文 人 同 一 文 是 文 (大)

文 大 同 一 器 二 文 文 文 文 人 同 一 文 是 文 (大)

午 字 甲 表 (20) の 午 字 甲 表 (20) の 午 字 甲 表 (20) の 午 字 甲 表 (20) の

午 字 甲 表 (20) の 午 字 甲 表 (20) の 午 字 甲 表 (20) の 午 字 甲 表 (20) の

彝 銘 に見 中 の 物 の 及 び 卜 辭 に あり て 同 形 の 物 は 以 上 の 如 し、 左 は 其 他 卜 辭 に見 中 の 物 を 掲 ぐ れ ば 左 の 如 し。



午 字 甲 表 (11) の 午 字 甲 表 (11) の 午 字 甲 表 (11) の 午 字 甲 表 (11) の

古 籍 篇 引 唐 見、 意 なる (午 字 甲 表 參 照) 而 して 其 全 形 は 之 を 人 に 象 化 し、 前 掲 の 文 も 人 形 に 類 する あり、 字 中 に 心 を 加 へ、 又 大

此 等 の 卜 辭 は 全 文 此 等 の 卜 辭 は 全 文 此 等 の 卜 辭 は 全 文 此 等 の 卜 辭 は 全 文

右 の 卜 辭 に 爰 に 作 れ る 文 あり、 高 田 翁 は 古 籍 篇 に、 父 乙 教、 及 び 父 丁 爵

の 銘 文 爰 を 引 き、 又 文 の 一 異 體 を 示 せ、 蓋 し 然 る べ き 見 解 あり、 以上 殷 周 に 互 へ、 文 の 古 形 に 就 き、 通 じて 之 を 攷 る に、 明 かに 卜 (午) 也、 天 道

【詩皇矣】 比于文王 傳、 經 天 緯 地 曰 文

【國語周語】 思文后稷 注 同 同 書 謚 法、 呂 覽 首 時 注 にも 見 え たり

【書克典】欽明文思安安。馬注：經天緯地謂之文。右曰「文」の本義なり。故に

【禮記中庸】非天子不議禮。不制度不考文。とあり。又

【書舜典】受終于文祖。馬注：文祖天也。天為文。此注天と文と為すと云ふは非とすべからず。然れども、これを以て推し、文祖を天也としたるに就きては少しく説あり。終字の下に述べん

【新書容經】有儀而有象謂之文。此蓋し古語をり、賈誼の此條、人の容儀を禮儀の儀とのみ解する人多からんも然らず。繫辭曰：近取諸身、遠取諸物、と文字もまた然り、人身に取れば威儀を儀といひ、物に取れば象儀もまた儀といふ、而も此語にいふ儀而有象、即ち象儀を本とし、言へり、文字の本源を指して謂へるなり、然れども文の字形また人身に象れり、是れ即ち之を人に取れりとのなり、故に人にして儀禮あるをまた文といへるなり、爰に於てか繫辭の言愈微あり。

【論語學而】則以學文。鄭注：文、道藝也。此注、漢し

【國語周語】有不享則脩文。注文：典法也。此注、漢し

【荀子禮論】文之至也。注文：謂法度也。此法度二字は天人の二義を一にして解すべきなり。

【大戴記禮記】貴本之謂文。親用之謂理。兩者合成文。以歸太一。本のにして天理なることを知らば此語を讀む人明かに其意を得べし。遂に之を太一に歸するものは天地人の三才を一に歸するなり、原書を見て

【春秋元命苞】天人同度。正法相受。天垂文象。人行其事。謂之教。教之為言、倣也。上為而下效也。此言正しく古意を得ふものなり、緯書志べからず、本書緯書を引くこと少からず、

【禮記樂記】禮自外作。故文。注文：猶動也。本の動きて息まざる邊をいふ故にまた勉の義を生ぜり

【廣雅釋詁】文勉也。詩の迺左迺右迺強迺理、自西徂東、同爰執事、など即ち勉の義なり

元命苞に言へるが如く、斯の文道を身に取うて行ふを教とす、これを體得といふ、之を體得し、身を以て直ちに文とせしものは前に文王あり、後には孔子あり。

【論語子罕】子畏於匡。曰：文王既沒、文不在茲乎。天之未喪斯文也。匡人其如予何。

孔聖自ら身を以て文と為す、故に天命、天道、天則、天理の我に在るを信じて疑

はす敢然として此言ありたり、意氣信念の壯烈崇高眼前目睹するが如く、人をして毛髪を悚立せしむ。朱氏注して曰く、道之顯者謂之文といへは可也。蓋禮樂制度之謂といいて既に第二義に墮せし。不曰道而曰文、亦謙辭也。嗚呼、豈に謙辭をらんや、嗚呼、豈に謙辭をらんや。

ノの徳大なるか、之を交錯して又む、之を文とせず。文の徳大なるか、之を國に施せば聖君治國の要諦となり、王道蕩々百世の仰望する所、之を筆に陳ぬれば六經燦乎として万世を普照し、之を身に施せば修身齊家の常道となり、夫子卓然として万代を率勵す。然るに後世許君あり、未だ「文」の午字に出でしことを知らず、其解甚だ淺陋なり、曰く

【說文首部】



錯畫也

段氏曰、錯當作道、道畫者、道畫之畫也。考工記曰、青者、越之本義、義不同也。謂一之は說文、形下に曰く、越也。とあるに、段氏注して、有部曰、越、有越、彰也。是則有越、彰謂之越、越與文、義別、凡言文、皆當作越、彰、作文章者、省也。文訓、道畫與越、義別、初造書契、依類象形、故謂之文、と、この見、鳥獸、越、道、之、迹、知、分、理、之、可、相、別、異、也。初、造、書、契、依、類、象、形、故、謂、之、文、と、この黃帝の史以下は、說文の序文を引きたるものなり。と、介の字形の說、象、交、文、明には適合せず、されは、こ、倉、頤、林、段、論、も、出、て、未、た、り、た、る、なり。象、交、文、之、俗、字、を、り、と、し、朱、熹、聲、は、之、に、同、じ、て、曰、く、文、道、畫、也、象、交、文、今、字、作、紋、蓋、以、

素為之と、遂に「文」を以て「紋」とをなし、又「素」と為すに至れり、而してその見解より、文の本義に使用したる成語なりとして引けり。二三を擧ぐれば、左、隱、元、傳、有、文、在、其、手、宜、十、五、傳、故、文、反、正、為、之、昭、元、傳、於、文、蟲、四、為、蓋、又、禮、記、王、制、被、髮、文、身、注、謂、刻、其、肌、以、丹、青、涅、之、と、い、い、入、れ、墨、を、以、て、文、の、本、義、と、を、し、而、し、て、彼、の、經、天、緯、地、曰、文、な、ど、の、尊、む、べ、き、正、解、古、傳、を、目、し、て、皆、形、字、の、取、借、を、り、と、せ、し、と、説、解、し、て、文、道、を、昧、晦、を、ら、し、め、遂、に、後、世、を、誤、て、り、其、罪、輕、か、ら、ず、と、い、は、ざ、る、可、か、ら、ず、重、野、成、齊、博、士、曰、く、

予有志、志字學、而未達其指、竊嘗聞之、文之與道為一體、其原皆出於天、天垂象、示人、聖人則之、繫傳曰、觀鳥獸之文、鳥獸者、日月也、形而上者、謂之道、形而在上、日月星辰也、觀其條然分理者、象之而文作焉、觀其常行不易者、象之而道立焉、文已作矣、學乳而有字、道已立焉、萬物以為準、

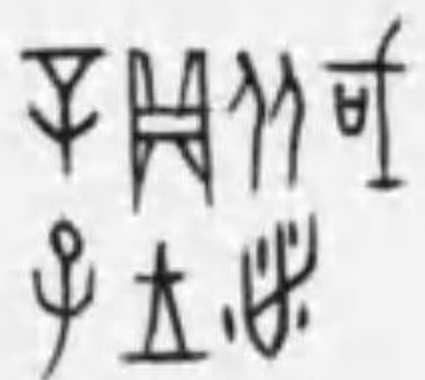
と又曰く

蓋、文、與、道、一、原、故、孔、子、謂、斯、道、曰、斯、文、而、說、文、亦、曰、道、立、於、一、吾、人、不、察、以、文、字、單、為、言、語、之、用、若、以、言、語、而、已、則、用、國、字、可、用、歐、字、亦、可、我、之、用、斯、文、行、斯、道、殆、二、千、許、年、倫、理、以、明、治、教、以、張、而、言、事、以、達、是、焉、可、

白此亦自字也。省自者。詞言之氣從鼻出。與口相助。自鼻之象形。故にかく言へり。此とあり。此説は全く從ふべきに非ず。説文白部の文字之を古形と對校するに。殆んど合せず。是は姑く措き。今此古文の者字を見よ。自の省形と見得るもの一もあらず。故に以下此説に從はず。讀者諒せよ。

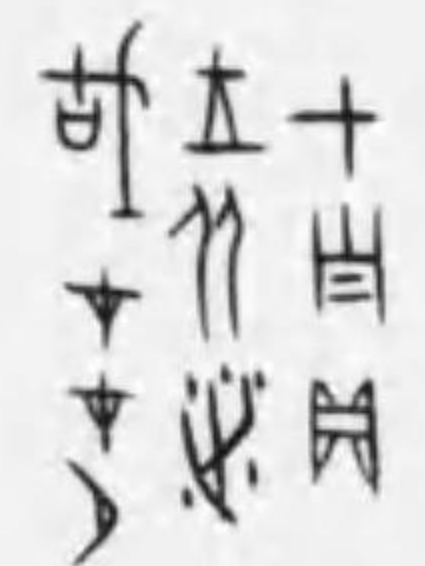
按ずるに。粟は小篆の體なり。殷代には止に从ひて作り。周代には或は止に从ひ或は木に从ひて作り。遂に止木を併合し。且つ口。或はU。又は日を加へて作り。後の者字となれり。然も。粟。者。皆用いて今の諸字の義となせり。左に殷代より略。序を追ひて。周末に至る古形を掲ぐべし。

殷虛文字
三十三葉
第十三版



國
从諸
貞
王
辛
巳

同上葉
四十五葉
第十三版



甲子貞
王从諸
右讀
國在在月
右の在在月は按ずるに在
十月の刀誤に相違をし。

之を彝銘に稽ふるに



母室尊、諸母之讀、此字明かに
籒、清、木に從ひて作り。



延仲簋、博、女



同上、復翁、諸五之諸



諸五之諸、七、鍾

以上の字形を見よ。殷代に从ひて作り。或は木に作り。或は二指の鳥足に从ひ。一縦線を貫けり。かくて。次葉に木に从ひて一意匠を出せり。右は。次を見よべし。

説文に粟を古文の旅としたるに就きては左の文ありて徴すべし。



上は薛氏本所載の諸旅鼎銘なり。上を諸と釋し。下を旅と釋す。上は即ち説文の粟字。下は粟に从ひ。イに从へり。イに从ふものは行の半形。以て旅義をすることを示し。上文と別義なるを明示したるなり。粟に諸旅二義を包ぬる所以は本文に述ぶべし。

又下に口日を加へ者字を作り。亦用いて諸字となす。左の如し。



今白盤、諸五



公桓鐘、諸五



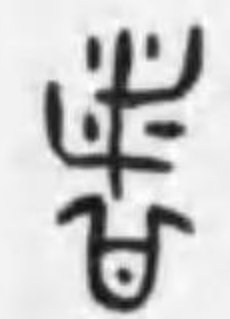
兗教、諸五



諸五之諸、諸五



父季、諸五



同公、諸五



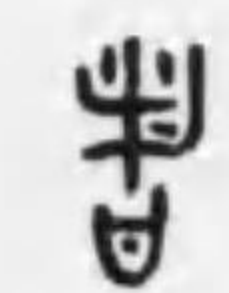
井床、諸五



諸五之諸、諸五



嘉仲、諸五



父季、諸五



同公、諸五



井床、諸五



諸五之諸、諸五



嘉仲、諸五

右の各形を通じて之を按ずるに。初め此に从ひ。又或は木に从ひ。遂に二形を合して特異の形を出すに至れることを知るべし。

言に从ひ者に从ひて諸に作るものは殷周を通じて未だ之を見ず。古くは粟を以て之となし。後には者字を以て之と為せり。而して諸に作るものは秦代に至りて初めて之を見よ。左の如し。

よいて書は天行の如く天旅の如し。讀者宜しく本書を通讀して後果してその然る所以を知らるべし。

按ずるに經天緯地之を文といふ、書は文也、文は身に取り國に取り、之を又治するをいひ、書は天行に應じて諸相を現示するをいふ、二者自ら差違ありと雖も、法を本に取り、道を天に受くるは一なり、故に書は文の一なりと言ひ得べし、文は書の一なりとは言ひ得べからず。

書の字義は此の如し、然れども書を以て直ちに天度天行の義として立言したるの例は、之を經傳に索めて未だ獲ざる所有り。

【禮記王制注】書者言事之經。

【賈子道德說】書者著德之理於竹帛而陳之令人觀焉。此說佳也、德字改

の類に至りては、能く古意を得たるものなれど、未だ以て傍證と為すに足らず、偶々緯書を閲して一を獲たり。緯書には文字を以て説を立てたるもの斷解せり、其不稽一家に所すべし、蓋し此類は偶々其書の漢代に成れることを自證するものなり、然れども稀には砂中の黄金にも此すべし、純古の光澤燦然として面を撲つものあり、是等は貴重すべき古傳の境に存するものなり、是れ本書中緯書と雖も一律に之を排することなく、或は之を引用する所以

りな

【尚書璇璣鈴】尚書篇題躡 尚者上也 書者如也 上天垂文象 布節度

書如天行也。本書後に尚書堯典義和章に就き、詳考を加へたり、互に参照すべし、又尚字に就きては同字下に説あり、亦参照され

とあり、尚書正義には之を引ききたれど、書者如也にて止めたり、蓋し以下の三句を以て荒唐の言となせしが故なり、今定めて古傳となす。

厚、之を古書に見る曰く、書者如也と、按ずるに如とは亦た天理に順從するの義なり、如字下に然るに後人唯同音を以て訓じたものと解し、未だ曾て天人一如の道を描出するの義あるが故なり、これを察せざるなり、又論語及び

繫辭に河圖洛書の名あり、按ずるに圖書なるものは天度の圖書なり、天度の古圖は今見うべからずと雖も、幸に天度の古書は卜辭彝銘の遺文ありて、今現に目睹することを得、之を諦視するに書中亦た自ら明かに天度の圖あり、是れ即ち書者如也が故に然るなり、後人之を察せず、書以外に洛書を索む、惑へりといふべし、拙著史皇倉頡及鳥迹篇に詳なり、今書の考究に當りて纒に之に觸れたるのみ。

書に六書の目あり、古來衆訟紛淆して、殆んど收拾すべからず、其說専ら許氏の目に依據し、多くは隸楷小篆に攀緣して言を立つ、故に冒繁に當るは斯なく、所論區々にして且つ煩碎、徒らに後學を惑はすもの多くして益あるもの殆ど稀なり、抑も文字の學は、許氏の專書ありて獨り耀けり、故に爾來六書の目も自ら許氏を宗とし、殆ど之に依り、他を顧みざる傾向なりと雖も、其名目は一定せず、許氏以前に於て之を傳ふるもの既に各異れり、則ち左の如し、

(班固の六書漢藝文志) (鄭衆の六書周禮保氏注) (許慎の六書說文解字序)



を信じ、他を輕々に速断して、同意異語と做すもの多し、此の如くなるが故に紛々たる衆訟も、十の九は許氏の六書を中心として混亂せざるなり、余の研究する所によれば、許氏の六書は、或は以て小篆を説くを得べし、以て殷周の真古文を説くに足らず、余は此故に許氏の六書を疑ひ、以て秦に成れる六書説と做す、班氏の六書は之に異り、敘次名称最も具備せり、之を古文に用いて通ぜざるを、鄭衆に至りては序次錯亂、名称亦疑ふべし、故に余は班固の傳ふ所を以て真に周代の六書と為す、本書之を用ふる所以なり、其名目に就きては、今一々之を詳説するに遑あらず、本書を通讀せば、自ら分明をうべし、余の抱ける六書説も亦自ら察知せらるべし、余曾て字々六書俱備の説あり、別冊教育勅語字源考釋十九頁に見ゆ、就きて概要を見らば、

(第二章)

其三、畫字攷

本書第一卷に於て既に研究を経たるが如く、許氏が午字に注するところ誤らずと雖も、然も解説甚だ迂遠にして直截ならず、是れ蓋し、午字の別義に

ることを識り得たうが故に事に従へる筆字に故也の訓あり所以明瞭に
理解し得らるればなり唯許氏の中を持すと誤解したるが故に事部に屬せ
るなり、その蕭字に於ても解説に窮した然らば則ち畫の篆文は素画に作るも
素画に作るも同一意にして異ることなきは明かなり。

さて畫を界也と訓したるは字の本義にはあらざれど、別義としては正し
きものなり【古今注】封疆畫界者、封土為壘、以表識疆境也、畫界者、於二封之間、又
為壘、以畫分界域也、とあるにても明かなるが【左襄四傳】畫為九
州、注分也、詩、信南山、我疆我理、傳、疆畫經界也、といひ、段氏も事、所以畫之
象、田、四界、とあるに徐錯注して若筆畫也、其界也、といひ、段氏も事、所以畫之
の下に注して說、从事之意、引伸為繪畫之字と云へり、其他の諸家も皆事を以
て筆とのみ解したれば、繪畫の義として通ずるに似たれど、畫の義とし
ては却つて畫の本に从ひ、素木に从ふものは、素を又るの本義に従ひて
解し、始めて明瞭なるを得べし、則ち素を又り、土圭尺を以て日景を測り、
封土の界域を畫分するなり、字の田に从ふは猶ほ土に从ふがごとき也、田字
來下にあるべき理あり、そのは田字下に於て詳述すべし、今はたゞ普通の
說により通じ易きに從へるのみ、讀者時に田字及周字の條を讀み終りて再
び此條を顧みれば更に「一は其界に象するなり、此も姑く通じ易きに從へり
濶然たるものありべし、」は其界に象するなり、次章畫字の條を見れば、
【周禮大司徒】凡建邦國、以土圭土其地、而制其域、其下文に諸公之地、封
諸公之地、封疆方四百里、其食參之一云云とありて、其領地の廣狹を定め、
り、以て其大畧を知つてし、○この廣狹に就ては異論紛出すれど、要するに

執政者により又は時代によりて相異あるべき
某なり、此等の事は本論に用をせれば省きたり。

【同、典瑞】土圭以致四時日月、封國則以土地。鄭注、以致四時日月者、
度其景、至不至、以知其行得失也。冬夏以致日、春秋以致月、土地猶度
地也。封諸侯、以土圭、度日景、親分寸長短、以制其域、所封也。

とあり、封土の界域を畫分するに土圭を又りて其長短を度り、其緯度を知
り、以て南北の廣狹を定めたること、文字そのものと相俟ちて分明なり。

【考工記玉人】土圭尺有五寸、以致日、以土地。鄭注、夏日至之景、尺有
五寸、冬日至之景、丈有三尺、……建邦國、以度其地、而制其域、夏至の日景

周都を標準として定め、これを度り、尺度即ち土圭の長さをも、此寸尺に合
せ、同じく一尺五寸に作りしなり、(玉にて制したるは重要な寶器なりと
且つ寒暑による狂ひをからしめたるをらん)冬至の景一丈三尺も周都に
於ける長さの標準としたるなり、之を度れば土圭にて八度、二分の二
分の二を、周都算經に據れば夏至の景一寸の差を千里とし、其割合にて土
地の緯度を見、その境域を畫するなり、後漢張衡が靈憲にも懸天之景、薄地
之差、皆移千里、而土を度と訓したるは普通の見ゆ。

ともありて、領域を畫分するの義、愈明詳なりといふべし。余始りこの測定法
り、國都及び諸侯領土の中央には各泉ありて、其景を測るべし、然れども、封域
を定むるには如何にして景を測るべきか、例へば任意の地に泉を立て、景

人名なりとしたりたれど、畫は畫字にあらざ、前の畫戈の例によつて、畫に畫は畫字異文にて、平陽成畫劍なり、畫劍とは即ち畫戈と同義也。以上の銘文を通覽するに、最後の武器銘を除き、他は皆用ひて繪畫の畫義となせり、然れども、熟字の構成を考ふるに、田、用、周等に从へり、是等は皆臬によりて生ずる景を測定して描出せらるゝ、作歴の圖法なり。後に然らば則ち字の本義は圖畫の義なり、而して引伸して繪畫の義となせること明かなり、界畫の義は別に出生る一義にして、並びに古く行はれたること亦明なるべし。

(第二章)
其四、畫字考

許氏畫字に注するに古訓を用ひ、能く字の別義を傳へたり、然るに畫字を畫部に屬せしめて曰く

【説文畫部】**畫** 日之出入、與夜為界、从畫省、**畫** 籀文畫、とあれど、玉に作れり、これによれば唐代の説文には**畫**に作り、畫且に从いしもの、ごとし、野王注して日正中といへり。
と、按ずるに**本**は其文字正午の午字をれど、左右の線は午前午後を示せり、而して之を又、既に畫の意義なきにあらず、而して下に**畫**あり、是れ**旦**字

畫畫

畫

を回轉して書し、以て**旦**より**莫**（暮）に至るの意に象れりなり、**旦**は天位にあつて、**畫**は地上に於ける日の意なり、畫の義明瞭なりといふべし。然るに許氏之を察と爲す、その窮せしこと察すべし、今畫に屬する文字を通過して考ふるに、許氏先づ**來**、**來**の異形同字なるを誤認して二部に分ち、**來**を以て巾を又ると、許氏し、**來**を以て筆を又るとす、仍つて畫に从へり、文字を一貫して説かんとし、遂にこの破綻の覆ふ可らざるに至れるなり、以て許氏が**本**、**本**字の眞象を明確に知了せざるを察すべし。

畫字は之を彝銘に索めて未だ獲ず、羅氏玉の殷虛書契考釋に

二文を掲げて畫字なりとす、其説に曰く

象、日光四射之狀、後世篆文、將此字所从之、引長之、而作、**畫**、上又增、**畫**、形義全晦、羅君未だ**來**の形義に、**是**、許君遂以、**畫**、畫部、而為、與夜為、界、之説、矣


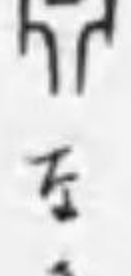

と、然れども日光四射の狀に象れるものには、彝銘に**畫**あり、此れ畫字にはあらず、卜辭の文は此れと異れり、然らば則ち羅氏の指せし二文は、應に**旦**字の回轉に从ふと解すべし、而して畫の形義始めて明瞭なるべし。

は並びに水字、又、亞は亞の下形を、水はその地を平かにせんが為の水準に用ひ、直に水形に作り、作者の巧なり、水はその地を平かにせんが為の水準に象れりなり、本書第七 此字明かに、天祖の廟を建てんとし、水準を為し、木を又りて天道に則り、位を正し、國の中を定めんとす、示すものなり、是れ實に恭敬嚴整の至極にあらずや。古人肅字を製するに、象を之に取、其の意視るべし。今此意を以て、經傳に見ゆる肅字の訓詁を顧るに

敬也、恭也、嚴也、整也、嚴正之貌、の類を以て字の本義とすべく、
静也、清也、の類は本義に近き引伸義と見るべく

疾也、速也、の類は則ち許氏の手之捷巧也と訓じたる幸、即ち木と同じく別に一義を出せるものと見得べし、而して

殺也、寒也、は嚴也の訓より更に引伸し、或は建國王工の時、冬時と定むる古法を以て、之をも其意に全むるたゞものにて、遂に同音の縮と通せしむるに至り

縮也、の訓を出すこと、を察せらる、
然らば則ち    の未だ成らざるの兒なること、字義と相ひ俟ちて明瞭疑ひなき所なり、古形、林に从へり、ニ木に从ふとは、繰返して

之を行ひ正位を審定するの意なり、高田氏は以て肅字古文なりとす、然れども字は簡に作りて、蕭と異れり、普通の説と合せず、林字下に説あり、參照せらる、然らば説文に回水也と訓じ、淵の象形とすは非なり、か、之を殺代のト辭に徴するに、許説も亦た是とすべし




缺密嚴龜 二百三葉






嚴龜拾遺 十二葉

上形は即ち回水にして、淵の象形、而して亞形に類せず、

此によりて、彝銘肅字の下形、並びに説文の由來する所を察し得べし、

凡そ古の作書者は、任意に既出の文字を假借し、之を小變し、特殊の形を作り、以て巧に自家の意に象り、此れ象意なり、以て思想を表現す、此れ假借にして、象例、厚見する所なり、前にも既に見ん、後にも多く出づ、淵字も此類にして、淵の象形たる  形を假借し、巧に之を小變して、以て亞室未成の象を作り、上に聿を加へ、或は林

以て肅の意を表現せるなり、而して其作意極めて巧妙なるより、喜んで此形を用ゆるもの多く、遂に  字を  に作りて、盛んに行はるゝに至りしこと

と察すべし、然も  に回水深淵の象あることなし、仍つてまた水旁を加へて淵に作り、以て字意を明瞭にせん、と為したるものと察せらるゝなり、

按ずるに、文字の作り、其始め、之が根幹たるべき少数の文を定め、或は之

【補】文字の
動くといふ
こと前にも
見ゆれども
だ明かなら
ず後に詳を
述べし。

を重ね、或は之を列ね、或は之を分ち、或は之を倒にし、或は之を反し、或は之を
横たへ、或は之を變じ、或は之を動かし、以て寢く多し。許氏肅字の注の解す可
からざるは、他にも多し。こ許氏自ら一の組織法を定め、必ず先づ部首を立て、
而して後、彼此相ひ結びて成るものとし、総ての文字を此方法により、一律に
説解せんとしたるに由るなり。是れまた許書の短處と為さざり可からず、而
してその長處も亦た大に茲に存す。大抵人為のこと、総て之に類す、曷んぞ許
氏をのみ惟れ咎めんや。

本書所論多岐に涉ると雖も、考究する所の字々は概ね立泉測天作曆の古
法に闕し、建國作邑の古法に則りて造られたるものなり。而して其字は皆忘
く天人一如の大道を表現せざるは莫し。尚ほ考究すべき重要なる文字多し。
卷を重ねて鈎玄索隱に努むべし。

學 倉 篇 第 四 卷 終

昭和七年五月十日印刷 豫約以外
昭和七年五月十日發行 定價金圓拾錢
著者 葛城 理平
印刷所 横濱市中西区花町五、二二一
誠心堂印刷所
發行所 市磯子區磯子町二二四
先南學會
電話東京五〇一七七番

終